

平成20年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成20年12月9日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	水道部長 渡邊和博君

総務課長	吉川 建君	監査委員	檜 宏君
教育委員長	大西 宏興君	教育長	濱川 利郎君
教育次長	松原 伸兆君	会計管理者	福西 博一君
選挙管理委員会 事務局 長	安部 和夫君	農業委員会 事務局 長	鍬田 芳嗣君

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1. 2番 西川 六男 議員

高齢者など社会的に弱い立場の方々にやさしいまちを創るために

1. コミュニティバス等移動手段の確保を
2. 近鉄田原本駅・笠縫駅にエレベーターの設置を
3. 近鉄笠縫駅前の整備を

2. 3番 竹 邑 利 文 議員

1. 保育園と幼稚園の連携について
2. 町の防災計画について
3. 市町村合併について

3. 1番 古 立 憲 昭 議員

1. 平成21年度予算編成について
 - ・編成方針について
2. 農、商、工、連携について
 - (1) 広報の取り組みは
 - (2) 情報交換、共有の取り組みは
 - (3) バックアップ体制は
3. 地上デジタル放送への円滑な移行について
 - (1) 難視聴地域の有無
 - (2) 受信障害対策は
 - (3) 高齢者、障害者等へのきめ細やかな説明会の実施は
 - (4) 悪質商法の対策は

(5) 大量廃棄が予想されるその対策は

4. 5番 吉田容工 議員

1. 住民票について

- (1) 各種届出や証明書を発行する際、本人確認をどのようにしているのか？
- (2) 部屋番号等を住民票に表示しない根拠は何か？部屋番号等を住所に記載できない制約があるのか？
- (3) 近隣市町村で、町が一方的に自治会への加入脱退を判断して自治会ごとに住民管理を行っているところがあるのか？そもそも、自治会ごとに管理する必要性があるのか？

2. 住宅リフォーム助成について

- (1) 現在、住宅リフォーム助成制度について何処まで検討されているのか？
- (2) 県の住生活基本計画に住宅リフォームがどのように位置づけられているのか？耐震改修工事助成制度は何処まで検討されておられるのか？

3. 緊急保証・セーフティネット5号について

- (1) 町から紹介状を受け取った後、金融機関に申し込みするのが一般的ですが、直接保証協会に相談する事ができるのか？
- (2) 赤字決算でも融資を受けることができるのか？
- (3) 税金を滞納していても融資を受けることができるのか？
- (4) 既存借入を条件変更している場合でも借入できるのか？
- (5) 緊急保証で借り換えできるのか？

4. 全国学力テストについて

- ・来年も実施するのか？

5. 7番 松本美也子 議員

- 1. 学校給食法の一部を改正（食育、学校給食）についての取り組み及び中学校給食について
- 2. 学校における

(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について

(2) エイズ予防、啓発のための教育について

日程 2. 総括質疑（議第 48 号より議第 60 号までの 13 議案について）

日程 3. 上程議案の委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前１０時００分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は１４名で定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のために申し上げます。会議規則第６３条において準用する第５５条の規定により、３回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。２番、西川議員。

（２番 西川六男君 登壇）

○２番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。最初にコミュニティバスなど移動手段の確保について質問いたします。

私は、平成１９年第２回の６月議会におきまして、高齢者や障害をお持ちの方々のためにコミュニティバスなど移動手段を確保すべきであると提案いたしました。

その際、奈良県下の合併前の４６市町村のうち、平成１９年３月現在、コミュニティバス、あるいは福祉バスを実施している市町村が３２市町村あり、スクールバスを含めると３７市町村にも及び実施率は約８０％になっていると、奈良県下の実施状況などをもとに田原本町の考えを質問いたしました。

その際、寺田町長は今までの検討結果を踏まえて次のように答弁しておられます。「コミュニティバスの実施につきましては、その運行目的、地域の実情、住民の要望、交通事情などから、コミュニティバスの運行の実施に踏み切る考えのないことは現在においてもそれに変わりはありません」と、実施する考えのないことを答弁されました。

私は、さらに平成１９年第３回の９月議会において、高齢者の方々がふえている中で、町政上の重要な今日的課題であるコミュニティバスなど、移動手段を確保すべきであると再び提案を行いました。その提案のとき、私の二度目の質問に対して、

寺田町長は次のように答弁されました。「今、導入あたって積極的に検討していく。当面総務部においてコミュニティバスにつきましての検討、それは先ほど議員が述べられましたデマンド交通も含めた中で、どういった方策がいいのかというところも検討させていただきたい」との前向きのお考えを示していただきました。

その後、今日まで1年と3カ月経過いたしましたけれども、この間、積極的に検討された、その検討結果を町民の皆様にお示しをいただきたいと思います。

次に、近鉄笠縫駅、田原本駅にエレベーターを設置することについてお聞きをいたします。具体的な内容につきましては、私の所属いたします委員会で質問をさせていただきたいと思いますが、町政を進める上で基本的な方向性について寺田町長のお考えをお聞きしたいと思います。

先般、千代（八条）地区のお住まいのお歳を召された方から次のような要望をいただきました。

「歳をとって危険だから自動車を運転しなくなった。今、出掛けるときは電車を使っている。西大寺方面へ行くときには、家からゆっくり歩いて近くの笠縫駅へ出ることができるけれども、八木方面へ行くときには、お金を払って、タクシーで田原本駅までわざわざ出ている。

それは、笠縫のほうに出ると、西大寺方面へは改札口からそのまま西大寺行きのプラットフォームに出ることができるけれども、八木方面へ行くときには、階段を下りて、また階段を上がらなければならない。歳をとると膝や足が痛くて、階段の上り下りが苦痛やねん。ぜひエレベーターをつけてほしい」と話されました。

近鉄笠縫駅では、通勤通学時間帯などには東側の改札口は開けております。しかし通常の時間帯は閉めてあり、切符売り場や改札口が踏み切りを越えた西側にあるために利用しにくい状態になっております。

近鉄田原本駅は、西大寺方面に行くとき階段を上り下りしなければなりません。高齢者や妊婦の方、またベビーカーを使用されている方、身体に障害をお持ちの方々にとって、近鉄笠縫駅や田原本駅は大変利用しにくい構造になっております。

近鉄田原本駅につきましては、現在実施されております整備計画に関連して、吉田議員からもエレベーターを設置すべきとの提案があり、田原本町として交通バリアフリー法に関連して、一定の方針を示しておられるところであります。しかし、

今後ますます少子高齢化が進む中で、子どもを産み育てやすい、また歳をとっても住みやすい田原本町をつくるために、交通バリアフリー法の設置基準にとらわれず、事業主体である近鉄など関係機関と協議を重ねていただいて、ぜひ田原本町駅、とりわけ笠縫駅にエレベーターを設置すべきであると考えますが、この提案について町のお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、近鉄笠縫駅の駅前整備について提案をいたします。

現在、田原本駅の整備計画が進められております。これは長年の田原本町の町政上の重要な念願で、以前たしか桜井町長の時代に具体的に立案されましたけれども、諸般の事情で中止になったと聞いております。時期を逸しますと実現には時間を必要とすることになります。田原本駅の次に、今、笠縫駅前の整備を構想すべき時期ではないかと、私は考えます。

ご存じのとおり近鉄笠縫駅周辺は、烏米川のザリガニ公園がすでに整備され、春には桜祭りが行われ、地域の方々の憩いの場所になっています。しかし、駅の東側、かつては民間の自転車預かりの店がありました周辺や烏米川の堤防は整備されておらず、自転車の不法駐輪の場所になっております。周辺をきれいに整備すれば不法駐輪もなくなり、町営の自転車駐輪場を利用していただくことにもなると思います。また、駅の西側のスーパーの横は現在更地になっており、所有者も町外に転出されているようであります。この駅の西側の整備に伴って、自動車の出入りや、将来的にはバスなども乗り入れることもできるのではないかと考えられます。

駅前はいずれにせよ、その地域や町の顔であります。奈良県や近鉄など関係機関と協議をいただき、今、近鉄笠縫駅前の整備を行うべき時期だと考えますが、町としてはどのように考えているのかお示しをいただきたいと思います。

以上、3点質問いたします。次回は自席から質問を行います。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開します。

それでは2番、西川議員の一般質問に対し答弁を求めます。総務部参事。

(総務部参事 石本孝男君 登壇)

○総務部参事(石本孝男君) おはようございます。2番、西川議員の「高齢者など社会的に弱い立場の方々にやさしいまちを創るために」の「コミュニティバス等移動手段の確保を」につきましてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバスの運行については、平成19年第2回並びに第3回の定例会で、先ほど西川議員の質問にもございましたが、その運行目的、地域の実情、費用と効果等を勘案して、本町の規模、交通事情並びに平成16年4月に既存の町内バス路線が路線休止に至りました経過や、現在運行しております田原本駅から国保中央病院を結びますバス路線の運行状況などを検討・調査して、バス利用が積極的に図られるか不安定なところもあり、運行をすぐに実施に踏み切らないと基本的には考えております。

ただ、高齢者社会の進行におきます現状において、生活交通の確保、交通弱者対策は重要な課題の一つと認識しており、コミュニティバスの導入について、この基本方針を整理し、利用実態との整合性を図るなど検討を重ねたいと、町長より答弁させていただいたところでございます。

コミュニティバスの導入に当たります基本方針といたしましては、その必要性や代替性、運行目的、その乗車対象をいかにとらえるか。また、バス路線廃止による代替措置を目的とするのか、交通空白地帯の解消を図る目的であるのか、市街地活性化を図る目的であるのか。また、高齢者や障害者などの移動制約がある方、いわゆる交通弱者の対策として、交通利便の確保を図る目的であるのかなどを整理する必要がありまして、さらには費用対効果、すなわち投資する費用と乗客利用者数などの利用実態との整合性、その他の波及効果も含め検討・整理することが必要であります。

これらの基本方針を検討・整理するため、県、市町村、バス、タクシー協会などで組織する生活交通対策連絡協議会で、生活交通の維持・確保等につきましての連絡・調整・協議を行いますとともに、情報交換や他の事例検討などを行ってまいりました。また現在、大和郡山市、香芝市など、都市部でコミュニティバスを運行しております8市町の運行方法、実施形態、収支状況、効果・問題点、今後の課題などについてその状況を聴取しておるところでございます。また、対象者は限定され

ますが、福祉タクシーやNPO法人などが運営しております福祉有償運送の状況、また事業者の意見聴取などを行い、現在検討を重ねているところでございます。

議員お述べの高齢者など社会的に弱い方々、いわゆる交通弱者の方々は、コミュニティバス運行にかかります対象者の一つであります。高齢者等福祉対策の一環としてコミュニティバスをとらえたとき、民間事業者との協働や、現在実施しております福祉タクシーの対象者、またその手法を拡充する。さらにはコミュニティバスのほか、デマンド交通や、相乗り（乗り合い）タクシーなどの検討も行っておりますが、現在限られた田原本町の財政環境において、他の福祉対策施策との効果調整や優先度、費用対効果などの検証をさらに行うことが必要でありますし、また、コミュニティバスを運行した場合のその効率性を上げるためには、他の施策との有機的な連携を図る必要もあると考えてございます。今後も高齢者など交通弱者対策はもとより、生活の足として、観光資源の活用や、町の活性化に資する有効的な交通施策として、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして、2番、西川議員の2点目のご質問「近鉄田原本駅・笠縫駅にエレベーターの設置を」につきましてお答えします。

まず近鉄田原本駅のエレベーターの設置につきましては、平成19年第4回定例会での吉田議員のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございますが、田原本駅は駅西側にも改札口を設けてまして、交通バリアフリー法に適合したスロープの設置等により、交通バリアフリー法の基準をクリアされますので、事業主体である鉄道事業者がエレベーターを設置される計画はございません。

次に、近鉄笠縫駅の整備につきましては、まず現在の利用者数が近鉄の調査では1日当たり3,138人でございます。交通バリアフリー法に基づく基本方針には、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設について、段差の解消等のバリアフリー化を実施するとなっております。笠縫駅につきましては、利用者数から判断いたしますと、現時点では計画されておられません。今後、近鉄当局に対しまして、東側改札口の常時開放とバリアフリー化の整備をお願いはいたしたい

と考えております。

続きまして、３点目の「近鉄笠縫駅前の整備を」につきましては、今年３月に策定いたしました都市計画マスタープランの土地利用計画で、近鉄樫原線の駅が立地する利便性を活かして、笠縫駅を中心に、近鉄線西側は田園環境と調和する居住ゾーンである「田園居住ゾーン」と位置づけております。駅東側には歴史のみち古代の下ツ道、近世の中街道に由来する南北の通りを、地域の暮らしの中で熟成した趣きのある通りと位置づけ、新『しきのみち』構想で、秦楽寺を歴史文化の拠点として笠縫駅を起終点とするハイキングコースに組み込んでおります。また、県リハビリテーションセンター・高等養護学校・教育研究所など各福祉教育施設などへの町内外利用者の乗降駅となっております。ただ、駅前には駐輪場は設置しておりますが、狭隘で公共スペースが不足しているのが現状でございます。

今後、駅の東側、烏米川の堤防につきましては、所管されています県に環境整備を要望してまいります。駅の西側は、笠縫駅が立地する利便性を活かし、適度な住宅供給等を行いながら、可能な限り車の送迎による駅利用を考慮したゆとりあるスペースの確保を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君）　２番、西川議員、少し待ってください。（「はい」と西川議員呼ぶ）

総務部参事、今、平成１９年第２回定例会と平成１９年第３回定例会の資料を持っているけども、西川議員に対しての１回目の答弁は、この資料と資料を両方足したような答弁ではないのか。それで検討すると言って、どういう形で検討したのか。

暫時休憩します。

午前１０時１８分　休憩

午前１０時２１分　再開

○議長（松本宗弘君）　再開します。

２番、西川議員。

○２番（西川六男君）　ただいま議長のご指摘がありましたけれども、それに関連いたしましても、私のほうからちょっと意見を申し上げておきたいと思います。

私はこれまで、先ほども申し上げましたように議会において、2回コミュニティバスなど移動手段を実施すべきであると提案をしまいいりました。また今回笠縫駅にエレベーターを設置すべきであると提案をいたしております。

これらの問題は、交通弱者、とりわけ今日まで一生懸命働き、今日の日本をおつくりいただいた高齢者の方々に対する田原本町の姿勢を示す、田原本町にとって最も重要で、具体的な町政上の課題の一つであると私は考えております。

これまで私の提案に対して、田原本町の政治に責任を負うべき寺田町長が自ら答弁をいただき、この問題に対する真摯な姿勢を示していただいております。大変ありがたいと思っておりました。今回の私の3回目の議会での質問に対して、今、ご指摘がありましたように、参事が答弁をいただきましたけれども、町長自らがこの重要な課題に対する姿勢をお示しいただきたいと思います。これから行います私の質問に対して、町政の責任者である町長の答弁を求めておきたいと、前もってお願いをしておきます。

ただいまの答弁では、まちづくりの他の施策との有機的な連携を図り、総合的な観点や施策、とりわけ高齢者など福祉対策の一環としても実施をしなければならないけれども、諸事情を勘案して、さらに検討を重ねるといった内容かと思えます。

しかし、ご指摘がありましたけれども、この3回目の私の質問に対する回答は、1回目あるいは2回目の答弁と余り内容的に変わりがありません。これが1年3カ月、時間をかけて町長が議会で答弁をいただきました「積極的に検討して」、その検討を重ねてこられた結果であるとは、私、議員として理解できません。答弁内容に大変失望いたしております。また、これも先ほどこちよつとご指摘がありましたが、この答弁に当たって、責任ある立場の部のだれとだれが真摯に検討をされているのか。ちょっと理解に苦しむ内容であります。

しかし、町民の皆様の貴重な納めていただいたお金を使って、田原本町が事業を行うとき、その投資をする資本に対する実際の効果を考えるというのは、当然町の責任者として、私は当然のことだと思います。しかし、一般的に地域住民の皆さん、私もそうでありますけれども、ほかの事業を含めた総合的な観点から判断することよりも、目先の、目の前のコミュニティバスが走った、走らないといった現実的な現象を評価する傾向があります。

先ほど若干申し上げましたが、私の調べたところによりますと、コミュニティバス、福祉バス、これを実施しているのは、平成19年3月31日現在、合併後の奈良県下39市町村のうち30市町村が、それぞれ財政事情が厳しい中でも実施をさせていただいております。それ以降、現在では、これまで実施をしていなかった橿原市が新しく実施をし、ついには川上村が現在この実施に向けて検討中でありま。このように隣の橿原市や、そして天理市などが、私たちの住む近辺にまでサービスを拡充してきております。また、五條市では、さらにデマンド方式のタクシーを今年4月から運行し、利用者から「おかげで病院へ行くことができるようになった」、そういった声が上がるなど大変好評であります。

先般も平野地区にお住まいの高齢者の方から、次のようなお話を私はいただきました。

「歳をとって体がますます悪くなってくる。今まで病院に行くとき、息子が送ってくれていたけれども、息子の仕事の関係もあって自分でタクシーを呼んで病院に行かなければならなくな。一度タクシーを呼べば大体往復3,000円ほどかかる。お医者さんに払うお金と薬代を合わせると1万円はすぐにかかってしまう。年金生活者にとっては大変痛いので病院に行く回数も減らさなければならない。そうすると、ますます体も悪くなってしまう。せめてコミュニティバスでも走ってくれたら、時間はかかっても自分で1回でも多く病院で診てもらえて、大変助かるのだが……」と、腰を曲げながらお話しになりました。

今、65歳以上の高齢者の方の運転免許証自主返上が言われており、それに伴うバスやタクシーの運賃割引など、支援制度の実施が全国的に取り組まれております。このコミュニティバスやデマンド方式によります移動手段の実施を本当に必要とされている高齢者などの方々がますますふえております。今、高齢になっておられる方々にとっては、実施するまで待つことができません。時間が限られております。今、病院通いや買い物に移動手段が必要であります。そのために田原本町として、早急に関係する諸事業の方向性を決定していただいて、住民のニーズに合った、今、住民の皆さんが求めている施策を速やかに実施することが必要ではないかと私は考えます。

さらに、今後も検討を重ねるとの答弁でございますけれども、町長にお聞きした

と思います。具体的に何年後をめどに実施を考えておられるのか。高齢者の方々など移動手段を必要とされている方々は、あと何年待たなければならないのか。町民の皆様に明らかにしていただきたい。

その移動手段の確保のための今後の実施・検討に向けて、現在は総務課がこの問題を検討しておられるようでありますけれども、各関係部局の連絡・調整を図るためにも、私がこれまで議会で発言の機会あるごとに提案してまいりましたように、調整会議の意味を持った検討委員会を早急に立ち上げていただいて、方向性やいろいろな方法、課題を具体的に検討することを再度提案したいと思います。さらに、移動手段の確保のための施策を実施することに対して、賛成か、反対か、希望する地域、時刻、施設など、住民の皆様の考えをつかむためにアンケート調査をぜひ実施すべきと考えます。その際、これまでの私の2回の質問に対する答弁では、財政負担がふえることをコミュニティバスなどの実施できない最大の理由に挙げておられますけれども。そこで、コミュニティバスなどを実施した場合には、住民の皆様の財政的負担がふえることにもなることに対する賛否を問う項目をぜひ加えて調査をしていただきたいことも再度提案をいたします。

以上2点、実施時期の予定、検討委員会の設置及びアンケート調査の実施について町長の答弁をいただきたいと思います。

笠縫駅のエレベーターの設置及び駅前の整備の問題につきましては、具体的なことについては、先ほども申しましたように、私の所属する委員会で具体的な質問をしていきたいと思いますので、この機会に私の意見を申し上げておきたいと思います。

田原本町の第3次総合計画の中でも、都市基盤の充実のために、田原本町周辺整備の促進を鑑みながら、笠縫駅、黒田駅前の整備を検討すると述べられておいでになります。

私は平成21年度完成予定の田原本駅の整備に引き続き、笠縫・黒田の整備を早急に立ち上げるべきだと考えます。その際には、先ほど意見を申し上げましたように、交通バリアフリー法の設置基準にかかわらず、社会構造の変化や時代の変化を見据え、生活者の視点、高齢者など、いわゆる社会的に弱い立場の方々の身になって、関係機関と協議を進め、今後の社会の変化に対応した整備を実施していただき

たいと考えます。

ご存じのように、田原本町は誕生して現在52年余りを迎えます。その市町村合併の際に、旧多村は橿原市と田原本町に分かれました。その際、橿原市との合併の道を選んだ多村新ノ口地区などは、今は橿原市多地区と呼ばれております。その玄関である近鉄新ノ口駅にはエレベーターが設置をされております。鉄道駅におけるエレベーターの設備指針を踏まえた交通バリアフリー法に定める設置基準の「1日利用者5,000人以上、駅舎内の高低差5メートル以上」という条件などを考えたとき、先ほど答弁の中にありましたが、利用者の数に若干の違いがあるにせよ、駅舎の高低差などは、笠縫駅と新ノ口駅に大きな違いがないものと思われまゝ。その新ノ口駅にエレベーターが設置されました。さらに駅前も拡張されまして、大変美しく整備をされております。

エレベーターの設置を近鉄が行うことを考えますと、高齢者の方々に対する橿原市の姿勢を示すものとして、橿原市のまちづくりを進める上で、駅前整備にあわせて、橿原市長の何らかの政治的決断があったのではないかと私は推測いたしております。同じ旧多村の田原本町の玄関である笠縫駅も駅前を整備していただき、またエレベーターを設置していただきたいと思います。ぜひ近鉄と協議をいただき、時には寺田町長の政治的決断をもってしても住民の皆様の要望にお応えいただきたいと思いますと考えております。さらに、幹線道路であります大和高田・桜井線の拡張・整備も進んでおり、今後の発達の可能性を秘めた地域であります。そのため将来の田原本町の南地区の発展のためにも、笠縫駅前の西側の整備は今が一番いい時期かと私は考えます。ぜひ実施していただくことを要望いたしておきます。

先ほどの質問に対する回答をお願いしておきます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

議員に昨年二度同じ質問をいただきました。私が直接二度お答えをさせていただいて、検討をさせていただくということでお答えをさせていただいたと記憶しておるところでございます。

今、議員は主に交通弱者という立場からコミュニティバスの運行を要望されてお

るところでございますけれども、費用対効果の関係から交通弱者だけではなくて、また生活の足、観光資源の活用、町の活性化といった点からも取り組んでいかねばならないというふうに考えておるところでございます。

ただ、今、非常に財政事情が厳しき折でございます。私どもといたしましても、今抱えております課題を優先的に優先順位をつけまして、片づけて処理していつておるところでございますので、時期につきましては、明言はできかねるというふうに思います。また、それにつきましてもコミュニティバスであるのか、それが福祉タクシーであるのか、またデマンド交通であるのか、また相乗りタクシーであるのかということも検討させていただいて、費用対効果の中でどういったことになるのかということにつきましても、時期等、今のところ、まだわからないというところでございます。

また、委員会につきましてでございますけれども、調整会議等は、庁内にすでにもうできております。ただ、どの案件を調整会議にのせていくかということにつきましては、私サイドで今決めておるところでございます。調整会議につきましては、またこの案件につきまして議題としてのせさせていただきたいというふうに考えております。

アンケートにつきましては、その調整会議におきまして、具体的に練っていただきたいというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事、よろしいか。（「はい」石本総務部参事呼ぶ）

さっきの検討のことをもう一遍、言葉を変えてやっておいってください。議事録に残りますよ。総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 今、町長からも答弁がございましたけれども、コミュニティバスの実施に当たりまして、確かに福祉対策としてのコミュニティバス、交通弱者の足を確保するという観点、これが一番大きな議題であると。

ただ、9月の答弁でも申し上げましたけれども、例えば町内2路線にしますと、1,600万円程度の費用が必要だと。その財源の問題をどうするかというのは、やっぱり町財政当局としては大きな問題でございます。それ以外に、コミュニティバス以外にも、例えば予約制によりますデマンド交通、それから現在実施してます福祉タクシーの対象者の拡大、例えば妊婦も含めて足の確保を図るにはどうするんだと、

こういうふうな考え。それから乗り合いタクシーの実施、これは町内のタクシー事業者が数社ございますので、そのへんでうまくいかないか。それから逆に言いますと、タクシーの初乗り運賃に対しての対応でいけないのかというところへんを考えております。その中で、例えば今現在やっております障害者や介護対象者の方に対します福祉タクシー、これにつきましても、ここ3年間、対象者はふえておるんですが、利用実績が大きく変わっておらないというところで、その活用方法をどうするのかと。それは一つは実施した場合の結果でございますね。そういうふうなものを追跡するときに、もう一つの指標として活用する。それと先ほども申しますように、町内のタクシー事業者等が、例えば乗り合いタクシーなど、またデマンド交通によって、民間との共存の中で実施するノウハウがあるのか。

福祉タクシーなんかは、ここ3年間ぐらいで対象事業者が約21社ぐらいですかね。町内近辺では3～4社ぐらいなんですけども、町内に乗り入れているそういう小さい福祉タクシー、乗り合いタクシーですね、失礼しました福祉タクシーですね、有料運行事業者ですか、が、ちょっと今、数字を具体的に申し上げますと……。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事、今までの答弁資料のことを全部言ってくれと言ってるのじゃない。「検討します」ということに関して、参事自身の判断で検討しますというのは、もってのほかだと言ってる。だからその「検討」という言葉を削除して、再度きちとした形を報告するとか、何らかの言葉を言わなければ。

さっき言ってることと同じことを繰り返してるだけではないのか。50分しか時間ないのに。

○総務部参事（石本孝男君） まあそのようなところへんでデータを今事務局で整理させてもらっていると。そのへんのところへんを折りに触れて検討しているというところでございます。

○議長（松本宗弘君） 2番、西川議員。

○2番（西川六男君） 質問の時間と回数に制限がございますので、最後にちょっと意見だけを申し上げておきたいと思います。いろいろご答弁いただきましたけれども、いろいろ私としても納得のできない部分も大変多くあるわけですけども。

今日は傍聴にたくさんの町民の皆さんがお越しをいただいております。かつてないほど多くお越しをいただいている。そのことは、私は寺田町政に対して多くの町

民の皆さんが、どういう町政をしていただけるのか、期待と注目をしておいでになる、その結果ではないかと、かく思っております。

その町民の皆様の信託に答えるためにも、私が提案をいたしました高齢者、あるいは社会的に弱い立場にある多くの皆さんのための施策を、私は早急に、そしてまた具体的に、私は一日も早く実施をしていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

今日の答弁をさらに私、検討いたしまして、再度4回目の都合によっては質問もさせていただきたいことを申し添えて質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして2番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして3番、竹邑利文議員。

（3番 竹邑利文君 登壇）

○3番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

まず、1、保育園と幼稚園の連携について。

現状本町の3保育園と町立5幼稚園がありますが、9月議会での小走議員の一般質問でもありましたが、保育園の待機児童の減少の見込みがない。一方、東・北幼稚園は減る一方、この状態では職員の採用、施設の整備を考えなければならない。

そこで、厚労省、文科省、町では健康福祉課、教育委員会と、所管が違うが連携を密にできないか。話し合いの場を持ったか。ある自治体では、保育園と幼稚園を一体化しているところがあります。男女共同参画で今後も少子化と女性の社会進出が進む中で要望が多様化する、このような多様化に対応した計画をお持ちかどうかお伺いします。

次に、2、町の防災計画について。

最近の災害は異常災害とか異常降雨と呼ばれておりますが、地球の温暖化現象により通常の現象なのかもしれません。そのとき頼りになるのが自主防災組織と防災士の活動であります。風水害のときの自主避難など、被害を少なくする自主防災組織の役割は大きく、公的機関が被災地に着くまで、地域にいる人が対応することが重要だとされております。本町の各自治会の自主防災組織の進捗率はどうですか。また、本町独自で養成事業を始めるには規模が問題で、磯城郡共同で防災士の育成

について総務部はいかがお考えかお伺いします。

本町の防災計画は通常の災害では、よしと思われるが、大震災の場合は不十分と
思われます。よって3点お伺いします。

避難場所と食糧品の集積場所はなぜ違うか、動員計画で町外の職員は何人ぐら
いいるのか、現在給水車の保有台数について、よろしくご回答をお願いします。

次に、3、市町村合併について。

先般、11月5日の奈良県オープンセミナー（市町村会館）でありました。町長
も出席されましてご苦労さまでした。地方分権改革推進委員の西尾講師は「奈良県
の合併は進んでいない」と言明している。合併肯定派と思われるが、先般11月1
0日の磯城郡山添村の議員研修では、元佐賀市長の木下講師は否定派、「毒」とも
言われた。市町村合併特例法は平成22年3月末である。本町独自、単独路線か、
合併なのか、町長の素直な考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。なお、場合により自席にて再質問をさせていただきます。
す。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） おはようございます。3番、竹邑議員のご質問にお
答えしてまいりたいと思います。

1番目の「保育園と幼稚園の連携について」の、1点目の保育園の待機児童の解
消についてのご質問にお答えしてまいります。

本町におきましても定員を超えて保育を実施しているのが現状であります。潜在
的保育も考慮し、今後さらに多様化する保育ニーズに応え、国のほうの定数の弾力
化に基づきまして、125%まで見られるということですが、これからも
保育事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

なお、来年度の保育園入所申し込みの受け付けを本年12月1日から開始してお
りますが、入所の決定につきましては、その乳幼児が真に保育に欠ける状況にある
かどうかをよく精査し、公平さを保ちながら措置してまいりたいと考えております。

2点目の待機児童の解消に向けて関係課の連携を密にしているのかについての
ご質問にお答えいたします。

去る平成20年第3回定例会で小走議委員のご質問に対し、幼稚園の保育時間の延長についての意見もございますが、「今後は他の市町村の状況も調査し、幼稚園の預かり保育、あるいは文部科学省が示しております認定こども園の制度も視野に入れながら関係課とも協議し、本町に適した対応策を検討してまいりたい」とご答弁を申し上げたところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは3番、竹邑利文議員の2番目のご質問「町の防災計画について」、お答えをいたします。

ご指摘のとおり災害時における行政の対応力には限界があり、被害を軽減させるために、住民の自助・共助など、地域防災力が有効で重要であることは十分認識いたしております。啓蒙啓発に努め、自主防災組織の結成を推進しているところであります。また、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のため、防災の意識・知識・技能をもっている方の養成や活用も日常から取り組まなければならないことは重要なことであります。

本町の現状につきましては、自主防災組織づくりについては、自治会と連携をとり推進いたしておるところで、13の自治会が結成されています。結成率は13%でございます。

防災士の取り組みにつきましては、県が実施する研修会に参加しており、自治会に研修の案内をさせていただきご協力を願っております。研修の人数にも限りがあることから、本町独自での養成事業及び磯城郡共同での防災士の育成については、現在のところ考えてはおりません。

平成18年には4名の方、19年には5名の方が認定を受けられています。本年は1名の方が受講されておりますが、個人の資格であることから、すべての認定者については把握いたしておりません。

次に、避難場所と食料品の備蓄場所の違いにつきましては、備蓄品は、基本的には避難所に備蓄しているところです。管理上の問題や施設に余裕がない2つの施設

(第2体育館・磯城野高校)については、町のほかの施設に備蓄いたしております。

次に、動員計画で町外の職員は何人ぐらいいるのかにつきましては、職員数285名のうち町外職員は125名であります。初動体制におきましては、主査以上の職員で143名5班体制で対応しており、町外職員は、このうち50名であります。

次に、現在給水車の保有台数につきましては、水道部に容量1,000リットルの給水タンクを2基、容量2,000リットルの給水車を1台保有いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 総務部参事。

(総務部参事 石本孝男君 登壇)

○総務部参事(石本孝男君) 3番、竹邑議員のご質問の3番目、「市町村合併について」お答え申し上げます。

いわゆる平成の大合併は平成11年4月に始まり、10年を経過いたしました。その間、「市町村の合併の特例に関する法律」やその後「市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)」によりまして、それまでの3,232市町村が1,784市町村とほぼ半減で再編されたところでございます。

奈良県におきましても、葛城市、宇陀市が合併により誕生し、奈良市、五條市の編入合併等によりまして、47市町村ございましたのが、現在39市町村に再編されたのは議員ご承知のとおりでございます。また、奈良県では平成17年施行の合併新法に基づきまして、「奈良県市町村合併推進構想」が策定され、これは具体的には39市町村を11市に再編するものでございます。

市町村合併につきましては、その基本的な考え方につきまして、平成18年第4回定例会で、小走議員の「町政運営について」の一般質問の中でお答えしておりますが、「日常生活圏の拡大や、人口減少・少子高齢化の進行、また、厳しさを増す財政状況等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化を図るためには有効な手段であり、県が示している市町村合併推進構想の組み合わせにとらわれることなく、住民や議会の意見を十分に聞きながら、市町村合併に取り組んでまいりたい。」と町長が答弁したとおりでございます。基本的にはこの考え方には変わりはありません。

しかしながら、町長答弁から2年を経過した現在において、県が示されております「市町村合併推進構想」による合併が進んでおらない現在の県内の状況や、田原本町の近隣市町村の動向、並びに町内の合併に対する機運などから、平成21年度末に期限を迎えます合併新法下におきまして、新たな市町村合併は無理であり、また、急ぐ問題でもないことから、今後当座の間は田原本町として単独で行政運営を進めていこうと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、竹邑利文議員。

○3番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

本町の保育園の魅力は何か。預かり時間が長い、施設はきれい、この2点かと思われるんです。阪手保育園では看護師が常駐しております。幼稚園の先生でも保育園に入りたいと言っている。北・東幼稚園をこの際ですね、認定保育園にできないですか。現状の認定保育園の親の評価を聞いたら75%は評価していると。評価していないが約3.2%しかない。大変好評いただいております。

その評価の中身は何かと言うと、保育時間が柔軟である。働いていなくても使える。教育活動が充実している。異なる年齢の交流がある。子育て支援が充実している。

以上5点が、やはり好評の中のポイントです、言うたら。だからこの件に関して、こういうことで、北・東幼稚園は認定保育園ということでご検討できますでしょうか。

2番目の質問に関しまして、気象情報が発令され、河川その他浸水が起こりやすい地域を把握した場合や避難しなければならない場合など、住民に知らせる手段として、広報車による周知が必要となりますが、現在町のスピーカーを設置された広報車の保有台数はどれぐらいですか。

一方、震災など発生すると、一番大切なのは飲み水であります。先ほど町には給水タンクが2基、給水車を1台保有していると答弁いただきましたが、停電が発生しますと自家発電機が作動して各家庭に送水されるものと思っておりますが、当然このような施設は自家発電機が設置されているのかお聞きします。また、給水車以外にも給水活動ができるような対策、お考えをお聞きしたいと存じますが、答弁をお

願います。

先ほどの答弁の中で、集積場所が高等養護学校が抜けていますが、これはどうですか。

3番目の質問に関しまして、私の意見ですが、ある町と合併すれば、3つの利点がある。1つは対等合併、清掃工場の問題、山辺広域の庁舎の問題、この3点がございまして、私はやはり一番気になったのが、やっぱり清掃工場の問題が気になりました。今回質問させていただきました。もう答弁は結構です。

よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） それでは先ほどの質問で、北あるいは東幼稚園を認定保育園にできないかという再質問でございますが。これにつきましては、先般の小走議員にご答弁申し上げましたとおり、認定子ども園も視野に入れながら今後検討してまいりたいというふうに答弁させていただいております。それに準じた形で進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをいたします。

広報車に啓発用の放送設備がついている車は何台あるかと、こういうご質問でございますけれども、広報車は現在のところ13台ございます。

そして高等養護学校の備蓄品につきましては、高等養護学校のほうに備蓄をさせていただいております。私、ご答弁させていただきましたように、磯城野高校と、それと第2体育館とに施設の関係で備蓄をしておりません。このような状況でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 給水車以外の給水方法については県水から直接とらせていただける施設ということで、3カ所が県のほうから許可をいただいておりますので、そちらのほうからとれます。

それから合併につきましてでございますが、参事も述べましたように、これは平成18年に小走議員のほうからご質問いただきまして、そのときにお答えをさせて

いただいておりますが、状況を見ながら皆様方のご意見をいただいて、県が示している枠以外でも柔軟に対処していきたいというふうには考えておりますが、今の現行の合併法のもとにおきましての期限は平成22年3月ということになっております。時間的な余裕、また町民の皆様方のそういった合併に対する機運というのが、今盛り上がっていないということ、またそれ以外に他の市町村からのアプローチ等、そんな話は私自身も一切聞いておりませんので、合併につきましては今のところなく、単独で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松本宗弘君） 水道部長。

○水道部長（渡邊和博君） それではご答弁させていただきます。

水道施設に自家発電機が設置されているのかというご質問でございますが、伊与戸の配水場には300キロボルトアンペアの自家発電能力を備えた設備を設置いたしております。また、西竹田の浄水場には375キロボルトアンペアの自家発電能力を備えた設備を設置いたしております。

それと給水車以外にも給水活動ができる対策などを考えているのかということでございますが、震災対策の一環として、県営水道の送水管路に応急給水栓を設置する計画をいたしております。

応急給水栓とは、いわゆる水道管路の既設の空気弁を消火栓付きの空気弁等に取り替え、または改良することによりまして、給水栓等の給水器具を用いまして、震災時には給水車への給水及び住民への直接給水を可能にすることや、火災が起きたときの消火栓の役割も果たす栓のことです。

平成21年度には、県道桜井・田原本・王寺線の柳町・安井歯科医院付近にと、今、駅前広場を整備しておりますが、それと平成22年度には県道桜井・田原本・王寺線の十六面交差点付近、いわゆるその横に県営水道の用地がございますので、そこと、平野小学校運動場西側付近に設置する計画をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、竹邑利文議員。

○3番（竹邑利文君） ありがとうございます。

だから1番目の待機児童の問題ですけどね、待機児童がいるということは町民の

ニーズにできていないと、単純に言えばですよ、そう思うんですけど。まあ行政の怠慢と言われれば、それまでですけど。まあこれからひとつよろしく増員という格好で善処をお願いしたいと思います。

2番目のことに関しまして、2年前の決算審査特別委員会で、当時の細井総務部長は、広報車は何台かと、そのとき尋ねたときは8台と言われました。今現在は13台と、まあ逐次ふやすということで、ありがとうございます。

それと住民への避難方法ですけどね、あのマニュアルに書いているのは、1番目にサイレン、2番目に広報車、3番目に自治会有線放送ということになってます。だから阪神大震災規模になればね、当然電気はだめなんですわ。だから1番と3番は、もうこれはだめですからね。

だから私思うには、大きな自治会にはボランティア活動用の拡声器の取り付け、小さな自治会にはハンドマイク、まあ拡声器ですね。それと自家発電機の援助はできないですか。だから自主防災組織ができておったらね、ある程度、これは費用援助がございます。だから今現在13しかできてない。自主防災があるということは、それ以外のところは全くもう何もしてないということです。まあお願いしたいのは、各自治会に発電機と拡声器の費用援助は可能かどうか。ひとつよろしく願います。

○議長（松本宗弘君） 幼稚園の件は要望だけですね。（「幼稚園はもう結構です。はい」と竹邑議員呼ぶ）

総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ただいまの拡声器、発電機の自治会設置ということで質問でございますけれども。この部分につきましては、私ども備蓄品といたしまして、今現在13台の発電機を備えております。これは今おっしゃいましたように、震災等におきますときに、こう持ち運びができる部分でございますけれども。

それと補助要綱に基づきます2分の1補助という形で、私ども今防災組織を結成していただきますと、その備蓄品なり防災品を購入していただく費用の一部に充てていただくという形で実施はしておるわけでございますけれども、今後その各自治会に設置をするかどうかというのは、十分今後の検討課題とさせていただきたいと、このように思うわけでございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして３番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。
続きまして１番、古立議員。

（１番 古立憲昭君 登壇）

○１番（古立憲昭君） それでは議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在各課におきましては、平成２１年度予算をいろいろ検討されておると思います。そこで私は平成２１年度予算編成における編成方針についてお伺いいたします。

本年３月に平成２０年度の予算編成については、町長はこのように述べられておられます。平成２０年度予算は、本町の第３次総合計画に基づいたまちづくりに取り組み、特に６つの基本施策を着実にかつ計画的に進めていくと、そして一般財源全体では増収は見込めず、しかし扶助費の増など義務的経費が財政負担となることや各種施策の財政需要も見込まれ、さらに厳しい状況になると、そして時代背景に即した行政需要に的確に応えていく必要があると述べられ、その上枠配分方式をとられ、予算を今年度（平成２０年度）はなされました。

また、平成１９年度決算においては、財政健全化判断比率において、本町の実質公債費比率は１１．６％、将来負担比率は１１４．７％と、それぞれ健全な数値を維持されております。しかし、残念なことに経常収支比率が年々悪化してきており、さらに財政基金が底をついてきている状況を見ると、２１年度予算もかなり厳しいのではないかと推測されます。特に本年は原油高騰により諸物価が上がり、リーマンショックにより世界的な金融不況、また経済不況といった外的要因により国内景気が停滞どころか下がり始めており、私どもの所得も実質下がってきております。そういった中であって２１年度の予算編成が間もなく行われてまいります。私どもも町長も述べられたごとく、時代背景に即した予算編成、そして社会状況に何があっても町民の方々を守る予算編成を望むものであります。

先日、田原本町公明党議員団として、６つの基本施策に基づいて、８３項目にわたり、平成２１年度の予算要望を提出させていただきました。これは時代背景や社会状況を鑑み、町民の方々の望んでおられる施策や事業を一つ一つお聞きし、そしてまとめさせていただきました。

そこでお伺いいたします。平成２１年度の予算編成に際し、どのような編成方針

を立てられたのでしょうか。また、ここ数年、枠配分方式を取り入れておられますが、マンネリ化が懸念されております。どのような理由で本年も取り入れられておられるのでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

続きまして、2番目として、最近大変話題になってきております農商工連携による地域活性化対策について伺いいたします。

これは、本年5月に農商工連携促進法が成立し、7月より施行されました。農商工連携とは、商工業者と生産者、つまり農林水産業者が連携し、地域活性化を促す取り組みであります。

単に農林水産物をつくって売るだけでは、経済的な波及効果に限界があります。農林水産業者が中小企業と連携して、相互のノウハウや経営資源を活用し、新しいサービスを生み出すほか、工夫を凝らした取り組みを展開することで、それぞれに今までとは違った発想が可能となり、お互いの経営の改善が見込まれております。そして、このことが大きくは地域活性化を促されると言われております。

この農商工連携促進法ができた背景には、近年企業規模や業種、地域により、景気動向に格差が見られ、特に地方にこの格差が大変顕著であります。本町もおわかりのごとく、農業にしても、商工業者にしても、大変厳しい状況でございます。そして地方を中心にして元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要であります。そのためには中小企業者や農林漁業者が、一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ、技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮したことの事業が可能となってまいるのであります。

こういった点を踏まえて農林水産省と経済産業省が今回一体となって、それぞれの業者を応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要があります、今回の法律の提案理由になったのであります。そして、そこには数々の支援と補助があるわけでございます。

そしてこの農商工連携、一般的には都道府県の取り組み等が中心になっておりますが、比較的小さな規模の連携のほうが大事ではないかと思えます。ましてや都道府県では、この町村の小さな規模の業者までは目が届きません。

そこで、この連携を推進、また啓蒙していくためには、町村の対策が大変に重要

になってまいります。それは町村の行政の方々が、それぞれのこういった業種の方々により密着され、よりコミュニケーションができていますからであります。

では、この農商工連携で、町ができる取り組みを少し述べさせていただきます。

1つ目には、広報活動でございます。つまり中小企業者、農林漁業者の連携による事業拡大、地域資源の活用、そして事業者及び事業内容の紹介を行うことにより意識啓発を行うことができるわけでございます。

2つ目としては、情報交換、情報共有への取り組みができることでございます。

3つ目としては、バックアップ体制。この農商工連携は地域活性化のためにも、しっかりとサポートしていかなければなりません。そのためにも、まずはバックアップ体制を行政で構築していただきたいということでもあります。

以上3点が町としての主な取り組みでございます。主体はあくまで農林業者や中小業者の方々でございます。町行政として地域の発展と活性化を踏まえて、積極的に取り組むべきだと思いますが、本町のご意見をお聞かせください。

次に、3番目として、今、大変電機業界を中心にして話題になっております地上デジタル放送への円滑な移行についてお伺いいたします。

地上デジタル放送、つまり地デジへの完全移行は2011年7月24日まででございます。早や2年5カ月を切りました。地デジは、1998年にイギリスで開始され、2000年代初頭を中心に欧米18カ国で開始されました。アジア諸国でも順次開始される予定で、2007年11月時点で32カ国が放送を開始しており、世界の潮流となっております。

地デジの魅力は、もうご存じと思いますが、音質の劣化や映像の乱れがないこと。高画質高品質のデジタルハイビジョン放送が楽しめ、字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある人にも配慮したサービスや、また双方向番組、災害情報や、暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定でございます。

この地デジ放送を楽しむためには、UHFアンテナを立てて、地デジ対応液晶テレビなどに買い換える必要があります。現在のアナログテレビで受信する場合は、地デジチューナーや地デジチューナー内臓の録画機器を買い足せば地デジが見れるわけでありまして。

総務省が本年9月に行った最新の調査では、地デジ対応の世帯普及率は46.9

%、しかし、アナログ放送が終了する時期に関しては75.3%の方が知っております。

このように46.9%と大変普及率が低いのは、買い控えであり、高価な機器購入に対する経済的負担であります。安くなったとは言え、1インチ5,000円程度では、今主流は37インチでございますが、それでもやはり20万円程度します。低所得の人や生活保護世帯では手が出ません。簡易チューナーにしても現在一、二万円しております。簡易チューナーも1台に1つずつつけなければならない。今、各家庭では2台、3台、4台と持っておられます。そうすると、それぞれ1台つけていくというのは、大変な経済的負担になってまいります。

また、見落としがちなのがアンテナでございます。地デジはUHF帯の周波数を使用するため、1から12チャンネルの現在のVHF帯のアンテナでは映りません。UHF帯に対応したアンテナが要り、工事料を含めると、それだけでも3万5,000円ほどかかってまいります。

このように大変お金がかかる施策でございます。このような地デジの円滑な移行には、機器のよさ以上に、しっかりとした対策を立てておかないと、住民の方々が大変混乱に陥ると考えられます。

そこで本町として、とるべき対策についてお伺いします。

1つ目、本町において難視聴地域があるのかどうか。2つ目、高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会を総務省は掲げておりますが、本町ではどのように取り組まれるのか。3つ目、町所有の建物の影響により受信障害の起こる可能性は。4つ目、悪質商法への対策及び町民への予防の周知は。5つ目、大量廃棄が予測されるアナログテレビに対して、どのように取り組まれるのか。以上の点についてご意見をお聞かせください。

以上、質問を終わります。なお、都合により再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは1番、古立議員の第1番目の「平成21年度予算編成方針について」ご質問にお答えをいたします。

まず、平成21年度予算編成方針につきましては、本町の第3次総合計画におけるまちづくりの将来像である「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点たわらもと」の実現に向け、3年目の取り組みになるものでございます。

新年度におきましては、特に田原本駅周辺整備事業の完了に向け事業を進めることや小・中学校施設の耐震補強を始め、各種施策を着実かつ計画的に進めていく必要があると考えておるところでございます。

平成21年度の本町の財政運営見通しにつきましては、現時点では、地方財政計画等の詳細が把握できないことから、的確な見通しは難しいところでございますが、国の平成21年度予算の概算要求に当たっての基本方針では、地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うことにより、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することが示されており、地方交付税の影響が懸念されることや、昨今の景気後退の影響による法人税割を中心に、町民税の落ち込みや固定資産税の評価替えに伴う減収等が見込まれるところでございます。

一方、歳出は、特に公債費がピークを迎えていることなど、義務的経費が財政負担となることや、各種施策の財政需要も見込まれ、現時点では、さらに厳しい状況になると考えております。

こうした行財政を取り巻く厳しい状況のもと、行財政改革を推進するとともに、時代背景に即した行政需要に的確に応えていく必要があると考えており、平成20年度と同様に、一定の経常経費を対象に一般財源を配分する枠配分方式により、前年度一般財源と同額とした配分を実施し、予算編成を進めておるところでございます。

次に、ここ数年枠配分方式を取り入れているが、どのような理由で本年も取り入れるのかとのご質問でございます。

人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や債務負担行為設定分、また、賃貸借契約等について削減が難しいものを除く経常経費につきまして、一般財源を各課に配分し、それをもとに予算を要求するという方式を平成18年度予算要求から取り入れておるところでございます。従前のように、要求に上限を設けない積み上げ方式による予算要求に比べ、税収や地方交付税などの一般財源が増収を見込めない厳し

い財政状況のもと、財源の重点配分が求められるところであり、事業効果の検討や住民ニーズを直に把握しやすい所管が主体的に事務事業の見直しを図り、その分を優先順位の高いものや新たな取り組みに予算措置を行うなど、限られた財源の有効活用につながり、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドを促すものと考えております。また、予算編成の基本であります歳入に見合う予算編成にもなるものでございます。

なお、実施いたしております枠配分方式でございますが、すべて配分額でおさめるということではなく、新たな国・県の制度による事業や、臨時的な経費、また特別な事情などで枠配分を超える場合もございますが、これらにつきましては、予算編成の中で検討を行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして、1番、古立議員の2番目の「農、商、工、連携について」お答えいたします。

まず、農商工連携の取り組みについてでございますが、農商工等連携促進法は農林業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現を目指したものでございます。農林水産物の生産者が商工業者と連携されて、これまでにない新製品の製造やサービスの提供を計画された場合、専門家の派遣や設備投資減税、低利融資などのさまざまな支援が予定されております。奈良県におきましても一例でございますが、宇陀市において農産物直売所とタイアップした「手作り黒豆パン」が開発されPRされています。

本町といたしましても、さまざまな支援を受け、農林水産業者、商工業者の経営の改善が図られるということは、地域の活性化のため大変重要なことと考えております。今後関連団体とも協力して興味を持たれる企業等への本施策の広報の活動、情報交換、共有の取り組み及びバックアップ体制にと努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

(総務部参事 石本孝男君 登壇)

○総務部参事(石本孝男君) 続きまして、1番、古立議員の3番目の「地上デジタル放送への円滑な移行について」のご質問にお答えいたします。

まず、難視聴地域の有無についてのご質問でございますが、総務省近畿総合通信局や奈良テレビ放送が実施いたしました路上電界調査によりますと、本町域ではデジタル放送に対します難視聴地域はないという調査結果が出ております。

次に、町所有の建物の影響によります受信障害の起こる可能性はという質問でございますが、現在アナログ放送におきまして、町所有の建物の影響によります電波障害対策として、田原本中学校体育館・平野小学校体育館・青垣生涯学習センター、並びに役場庁舎が影響しておりますので、アナログ放送受信共同アンテナによりまして、電波障害のあります世帯に対しましては有線で配線しているところでございます。

地上デジタル放送が2003年12月よりスタートし、本町域におきましても、ローカルテレビ局であります奈良テレビ放送がデジタル放送を平成18年4月から開始し、NHK、民放を含めまして、全地域でデジタル放送開始地域となったことから、地上デジタル放送におきます電波障害が生じるか否かということを経営業者に委託し、平成18年・19年度に調査したところでございます。その結果、それぞれ現在アナログで電波障害が出ております各施設におきましても、おおむね受信状況が良好であるという結果が出ております。

次に、高齢者、障害者等へのきめ細かな説明会の実施に係る質問でございますが、現在総務省がテレビコマーシャル等によりまして啓発を実施されているところでございますが、本町におきましても、アナログ放送の終了いたします2011年7月24日に向けまして、すでに情報コーナー等にパンフレットは配布しておりますが、それ以外に広報等によります定期的な、また適時な啓発を実施して、きめ細やかな対応をしていきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。

(生活環境部長 小西敏夫君 登壇)

○生活環境部長(小西敏夫君) 1番、古立議員の3番目「地上デジタル放送への円

滑な移行について」の「（４）悪質商法の対策は」についてのご質問にお答えさせていただきます。

２０１１年７月までに現在のアナログ放送は終了することが国の法令で定められており、地上デジタル放送が完全に移行します。これまでにテレビのデジタル化工事を装った詐欺や地上デジタルテレビ放送受信のための不当な費用請求や勧誘といった内容の文章が届いたなどの情報が、総務省その他の関係機関に寄せられていると聞いております。

このような悪徳商法は犯罪に関わる事件でもありますので、警察とも連携協力を図り、悪質商法の手口や相談窓口等の内容につきましては、毎月町広報と同時配布いたしております生活安全ニュースで過去にも掲載いたしており、今後も同種の犯罪が懸念されることから、発行元である磯城地区防犯協議会と協議して掲載していきたいと考えております。

次に、「（５）大量廃棄が予想されるその対策は」についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成１３年４月に家電リサイクル法が施行され、現在家電４品目について、家電リサイクル法に基づき不用になったテレビ等を小売業者が消費者から有償で引き受け、家電メーカーに引き渡し、リサイクルとして再商品化等されているのが現状であります。

議員の述べられているとおり、普及率４６，９％の残りの利用者が、今後地デジチューナー、また地デジ放送に対応した受信器や録画機器等、対応型テレビの購入と相成るわけでございます。そこで過去のアナログテレビの不法投棄の現状でございますが、田原本町におきましては、平成１７年度は１６台、平成１８年度は１５台、平成１９年度は５台、平成２０年度現在まで６台となっていることから、今後も地元自治会長の協力のもと、啓発看板などの設置による不法投棄の未然防止を図るとともに、警察の協力を求め、パトロールや住民からの通報により、判明した不法投棄現場の調査・回収など、職員により早期処理を行ってまいります。また悪質な不法投棄であれば、投棄物の中身を調査して証拠物件などから不法投棄者の割り出しに努め、投棄者が判明した場合は警察へ通報し、警察と連携を図り、投棄者への行政指導を行ってまいります。

このような心ない者による不法投棄などがなくなる限り、また、大量破棄が予想される対策につきましては、今後も引き続き公用車に不法投棄を行わないといった文言のステッカーで住民に啓発を行いつつ、町広報紙による住民の協力を求めるなどの活動及び巡回監視に一層の力を注いでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

まず1つ、予算編成のことで再度お聞きしたいんですけども。やはり平成21年度はかなり厳しい状況にはなってくると思うんですけども、先ほど述べました財政健全化比率において、健全な数字は維持されておるんですけども、経常収支比率が年々悪化してきております。で、恐らく90%近く……、ちょっと数字を僕も忘れたんですけども。経常収支比率が悪いということは、町が使える自由なお金というのが、もうほとんどなくなってくると思うんですね。その中で、スクラップ・アンド・ビルドや、いろんなものをやっていかないといけないと思うんですけども。

それでちょっとお聞きしたいのが、現在行われておられます行政評価ですね、これが、今年度の行政評価が翌年度の予算に結びつかない状況だったと思いますので、そのへんで、この行政評価を何とか翌年度の予算に結びつけられる手立てがないものかということで、少しお聞きしたいのが、まず1点でございます。

次に、農商工連携に関しては、これからの課題でございますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

特に、今日の奈良新聞では、五條市のほうで石井物産とJA奈良県が組んで、新しい商品、ここは今までは、柿ケーキというのはあったんですけども、今回柿のまんじゅうをつくられておられるということで。こういったことは、やはり連携していかないと、なかなか新しい発想が出て来ないと思いますので、その先導役をぜひ行政の方がしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地デジなんですけれども、これもこれから大変大きな問題になってくると思います。

先ほども述べましたように結構お金がかかります。で、今日の朝日新聞によると生活保護世帯120万世帯に対しては、地デジの受信器を無償で給付するというこ

とが載っております。しかし、それ以外の低所得者の方が、これは買えるのかどうかということが大変大きな問題となっておりまして。これは町のほうでしっかりこのへんのところを今後……、まあこれは国の政策ですので、町がどうこうするということはできないと思いますけれども、そのへんのところをしっかりと頭に入れていただきたい。

それはそれとして、特に不法投棄が起こってくるのではないかと。データでは大変、平成19・20年度は少なくなっておりますが、これからどんどん買い換えがされると不法投棄が出てくると思います。特に、これは業者に引き取ってもらいますと1台3,000円ほどかかってまいりますので、そのへんで本当に低所得者の方がテレビを買い換えられたときに、3,000円を負担して、果たして業者に預けられるかという部分が考えられると思いますので、このへんも行政の方としてですね、今後の課題として取り組み……、今後じゃないですわ、もうね、2011年7月には実施なんですから、今後の課題として、この不法投棄を単に取り締まりをするのではなくて、行政として何かできないかということに関して、少しお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 行政評価につきまして、平成21年度にどういう予算に反映をしていくのかと、こういうご質問だろうと、このように理解をいたしておるわけでございますけれども。事業等の問題点等を把握、整理、検討を今年度いたしまして、今後の行政需要に反映させるための、平成21年度の予算編成をするために28項目50事項につきまして、事務事業の評価を6月下旬にシートを配付いたしまして、7月末に回収をいたしまして、8月4日から15日まで検討させていただきまして、各課のヒアリングをいたしまして、実施項目を検討し、平成21年度に反映をさせていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 1番、古立議員。農商工連携についての答弁はよろしいですか。（「それは結構です」と古立議員呼ぶ）

総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） デジタル放送への対応でございますが。一応生活保護

世帯には、国のほうが簡易チューナーを支給すると、こういうふうに私も聞いております。今、議員の質問の中にもございましたけども、チューナーが今２万円前後ということでございますが、国のほうは来年度中には５，０００円程度のチューナーを開発するとかということも聞いております。

いずれにしても、チューナーがなければテレビが映らない、今の現状のアナログテレビが映らないというのは、２０１１年７月２４日以降発生いたしますので、それまで時間的には３年余りでございますが、できるだけ国の施策に対応できるように、我々対応できることをいろいろと情報収集するなり、対応を考えていきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 非常に今後の課題としてどう取り組むのかということとで非常に難しいというふうに考えております。

ただ、家電メーカーのほうで、これは責務でございまして、やはり関西リサイクルセンター等、家電メーカーが設立したリサイクルセンターで今後の対応を行っていくというふうに聞いております。

ただ、町といたしまして、不法投棄がなくならないためにどう取り組むべきか、また、どうあるべきかということについては、今後十分考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（松本宗弘君） １番、古立議員。

○１番（古立憲昭君） ありがとうございます。

もう一度、行政評価のことでお伺いしたいんですけども。いわゆる平成２１年度予算に関しては、平成１９年度の行政評価を活用されるわけですね。そのへんをちょっとお聞きしたいということと。平成１９年度を活用されると理解したんですけども、できたら平成２０年度の行政評価を、途中でもいいですから活用できないかという点でございます。

それともう１点は、地デジのことなんですけども。ちょっと聞き漏らしたんですけども、京奈和自動車道近辺の方はどうなっているのか、少しお答えをよろしく願います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ただいまのご質問の内容につきまして、今、約400事業につきまして、その事務事業の評価について、平成21年度の予算に直接反映できるかどうかということを検討いたしておるところでございます。もちろんそういう部分では、平成21年度では少し事業につきましての反映は無理かなと、このように思っているわけでございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 議員今お聞きの京奈和自動車道の電波障害の関係でございますが。これにつきましては、国土交通省奈良国道事務所等に聞いているところによりますと、京奈和自動車道の建築時におきまして電波障害等の調査をされまして、それでアナログ電波によります障害があるご家庭に対しましては、ちょうど田原本町はKCNのテレビがきておりますので、ケーブルテレビがきておりますので、それによります補償工事として対応されたと聞いております。

また、その後、供用開始後におきましても、二度ほど電波調査をされたように聞いております。その結果、それ以外のところについて新たな電波障害の発生はしておらないというふうに聞いているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして1番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に住民票について質問をさせていただきます。

先日、運転免許証を持っておられない方から、次のような訴えを伺いました。

「登録印鑑の変更の手続きに役場へ行ったら、「写真のついた本人確認できる書類はお持ちですか」と聞かれたそうです。「持っていない」と答えると、「書類を郵送しますので、届いた書類を持って役場に来てください」と言われた。休みの日にやっと役場へ行ったのに、本人が行ってるにもかかわらず、足の調子が悪くても、役場へまた来いと平気で言うところに納得がいかない。運転免許証を持っていない人はたくさんいると思うのに、もっと親切な対応はないのか」というものでした。

戸籍法と住民基本台帳法が改正されて、今年の5月から本人確認をしなければな

らなくなりました。しかし、その確認の方法には、1番目として官公署が発行した顔写真つきの書類で確認する、2番目として複数書類で確認する、3番目として口頭での質問で確認する、4番目として文書で通知するの4つの方法が示されています。広報たわらもと4月号には、このように書いてあります。住民の方の訴えでは、1番目の官公署が発行した顔写真つきの書類で確認と、4番目の文書で通知でしか確認していないように受け取れます。

そこで質問します。各種届出や証明書を発行する際、本人確認をどのようにされているのか。先ほどの方は役場へ行っても、郵便局や金融機関へ行っても、本人確認と言われるので、今はパスポートを持って歩いておられるそうです。国内を歩くのにパスポートを持って歩かなければならないというのは、おかしい話です。運転免許証やパスポートを持っておられない人には、大変な時間と手間がかかります。また、運転免許証をお持ちでも離婚等のできれば触れてほしくない個人情報を安易に見せろと言われるのにも抵抗があります。窓口での本人確認方法で、複数書類での確認と口頭での質問による確認を工夫する。また写真つき住基ネットカードの発行手数料を一時的に無料にして発行キャンペーンを行うなど、町の積極的な取り組みができないのかなども踏まえて答弁をお願いします。

住民票についても苦情を伺っております。郵便局に住民票を持って住所変更届をしに行かれたそうです。ところが「この住民票にはアパートの部屋番号が書いてありませんので配達できません。ほかに確認できる書類はありませんか」と言われたそうです。

住民票とは本人の住所等を証明する書類です。ところが本町が一人前に手数料を取って発行している住民票では住所を特定することができないということは、証明書になっていないということになります。私が県営住宅に住んでいたときも同様に「笠形208」となっていました。何棟何号に住んでいるのかわかりません。田原本町にお住まいの方の住所を田原本町が証明してくれなくて、だれに証明してもらえるのか。こんな不安なことはありません。

そこで質問します。部屋番号等を住民票に表示しない根拠は何ですか。部屋番号等を住所に記載できない制約があるのですか。答弁をお願いします。

アパートや集合住宅にお住まいの方にもちゃんと住所を証明できる住民票を交付

する。転入届や住所変更届の際は、ちゃんと部屋番号まで記入させておられるにもかかわらず、この当たり前のことをしていないことが不思議です。至急に住所を証明できる住民票にするべきだと考えます。実際に役場から書類を送るときは部屋番号まで表記して郵送されておられます。すぐに部屋番号まで表示されることを求めます。

本町の住民管理は自治会ごとに世帯と人数を管理されています。私の住所は大木ですが、自治会は伊与戸です。町の管理も伊与戸に分類されています。これは実態と合っています。しかし、町が伊与戸で管理されている方が大木の自治会に入っておられる場合もあります。町が蔵堂で管理されている方が伊与戸の自治会に入っておられる場合もあります。非常にややこしい状態になっています。町が勝手に、この住所やったらこの自治会やろうと決めていることをもとに各自治会の増減が示されていることになります。町が自治会別にそれも何の根拠もなしに分類することに何の意味があるのか理解できません。

そこで質問します。近隣市町村で、町が一方的に自治会への加入脱退を判断して自治会ごとに住民管理を行っているところがあるのか。そもそも自治会ごとに管理する必要があるのか、答弁願います。

本来は住居表示を実施して、わかりやすい住所にするのが一番いいのですが、コストもかかりますし、混乱もします。よほどの覚悟が要りますので、困難だと推察します。単純に住所別に管理するだけで十分と考えます。何事にも、近隣市町村と横並びを意識されている町の体質にも合致しますし、整合性も図れます。ぜひ住所別に管理されることを求めます。

2点目の住宅リフォーム助成について質問します。

住宅リフォーム助成制度とは、地元の建設業者を使ってリフォームを行えば、上限額を決めておいて、ある一定の割合を自治体が助成を行う制度です。

その効果は、1つとしてリフォームをしようかという決心の後押しをする効果があります。京田辺市での利用者調査結果では、「予定していなかったが、この制度があるので工事をした」、「この制度で時期を早めた」とを合計すると61%という調査結果が出ています。

2つ目の効果として、地域経済活性化に貢献する効果も望めます。リフォーム工

事がふえると大工さん、電気屋さん、水道工事屋さんなど、地元の業者に仕事が回ります。京田辺市は10万円を限度に10%の助成をした結果、20倍の経済波及効果があったと報告されています。

住宅リフォーム助成制度は地産地消型の地域活性化政策です。さらに、国民には適切な居住の権利があることを国が認めています。その表れがバリアフリー減税です。これは住生活基本法をもとに、良質な住宅ストック形成目標として、新耐震基準適合率を75%から90%に上げる、省エネ基準適合率を18%から40%へ上げる、住宅のバリアフリー化率10%から25%へ引き上げる等が決められています。実際、高齢者の中で、バリアフリー化された住宅に居住されている高齢者は6.7%しかなく、25%まで引き上げるために設けられたのがバリアフリー減税です。

住宅リフォーム助成制度には、住生活基本法を後押しする効果があります。住宅リフォーム助成制度は平成16年第2回定例会で当時の鈴木議員が提案されました。当時、産業建設部長をされていた石橋部長は、明石市の制度を調査されて「高い多面的な経済効果・不況対策としても有効である」と答弁されています。さらに、「総合計画の快適で安心して住める生活環境をつくるという観点にも合致する」と答弁されました。そのとき採用できないと結論づけされたのは、「道路や河川の改修を優先させる」ということでした。

昨年6月議会で、私がこのように質問したときは、県が策定した住生活基本計画の方針に沿った市町村の計画策定を目指す策定会議の中で、住宅リフォーム助成制度も検討課題になる。県下の情勢も参考に検討をしていきたいと考えている旨の答弁をいただきました。さらに、「住宅リフォーム助成制度も今後必ず課題になってくると思います。そのときには前向きな方向性を考えていきたいというふうに思っている」という町長の答弁もいただきました。

そこで質問します。最初に提案した平成16年から4年半、昨年の提案から1年半たって、現在住宅リフォーム助成制度についてどこまで検討されておられるのか、答弁願います。

奈良県は平成19年に奈良県住生活基本計画を策定されました。それは住まいまちづくりに係る最高位計画と位置づけられています。そして、市町村の住生活基本計画を策定するとなっています。そのための策定会議が開かれているようです。ど

ここまで進んでいるのか存じませんが、住生活基本計画をつくることが目的ではありません。住宅の安全性、快適性の確保をいかに図るか。適切な維持管理等による住まいの長寿命化の促進をいかに図るか。実際に何をどうするのが問われているんです。住生活基本計画を策定しなくても、住生活基本計画をもとに実施する施策を個別に町の第3次総合計画に位置づけて具体化することが大切です。

町は、平成20年2月、田原本町耐震改修促進計画を定められました。そこには、耐震改修を促進する支援策に「耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業の実施を推進していく」と書かれています。

そこで質問します。県の住生活基本計画に住宅リフォームがどのように位置づけられているのか。耐震改修工事助成制度はどこまで検討されておられるのか。耐震改修促進計画の上位計画に位置づけられている住生活基本計画に定められている「良質な住宅、住環境を次世代に伝えるため、バリアフリー、耐震改修等住宅の安全性、快適性を確保するリフォームの推進」との整合性を図るには、耐震改修だけに助成するのではなく、住環境を向上させる住宅リフォーム助成制度として実施するのが必然と判断しますが、そのことも考慮して答弁をお願いします。

今、町内の建設業者から「仕事が確保できない」という悲痛な訴えを聞いています。数年前には、住宅地でリフォーム工事をしていると、近所の方からも工事を頼まれる。次々と仕事を確保できるとおっしゃっていました。ところが最近は、「相見積もりで勝てない。大阪から来る業者は日当5,000円ぐらいで見積もりを入れてくる。これでは全く太刀打ちできない。しかも、そんな安値受注で、その上交通費まで出して品質が確保できるのか心配」とおっしゃっていました。

奈良県はリフォネットというリフォーム業者の登録制度をつくって県民に周知徹底しているとされています。しかし実際には、田原本町の業者は2社しか登録されていません。ほとんど利用されずにリフォーム工事契約をされています。品質の低い工事から住民を守る対策はないのか。住宅リフォーム助成制度は、町内業者を対象を限定しています。その点では安心して契約できる保証にもなります。安全性・快適性を確保するリフォームを促進し、工事の品質を確保することができます。地元業者に仕事を確保することができます。助成限度額を5万円に定めると300万

円で60件のリフォーム工事を促すことができます。産業対策としても、住宅政策としても、地震対策としても期待できる優れた制度の住宅リフォーム助成制度を至急検討し実施されることを求めます。

3番目、緊急保証・セーフティネット5号について質問します。中小企業の厳しい年末の経営状況を踏まえて、緊急保証・セーフティネット5号について質問します。

当該保証は一般保証とは別枠で保証協会が100%保証する制度です。町は業者の状況を把握した上で紹介状を発行されます。その点では、どのような人が保証を利用できるのか説明を求められることもあると思いますので、何点か確認させていただきます。

1つ目、町から紹介状を受取った後、金融機関に申し込みするのが一般的ですが、直接保証協会に相談することができるのか。2つ目、赤字決算でも融資を受けることができるのか。3つ目、税金を滞納していても融資を受けることができるのか。4つ目、既存借入を条件変更している場合でも借り入れできるのか。5つ目、緊急保証で借り換えできるのか。

中小企業庁は保証審査の際に、中小企業の経営実態や特性を十分に踏まえた上で判断するよう全国保証協会連合会あてに通達を出しています。具体的には、複数決算期で赤字となっているが、赤字幅が低く、取引先などから継続的な支援がある場合などは融資の対象となること。借入金の一本化や返済緩和にも応じるよう要請しています。それを受けて、神奈川県信用保証協会では税金を滞納していても、分割納付されていて、完納のめどがある場合は融資実行の可能性がある。滞納を理由に一律門前払いしない。借り換えをしても緊急保証を活用して借り換えしたほうが、毎月の返済額が少なくなる場合や、借り換えたほうが本人にプラスになる場合は、借り換え、借り増しは可能という判断を示しています。

100年に一度の金融不安と言われている今年の年末を、多くの中小企業が乗り越えられるよう、緊急保証の趣旨、中小企業庁の通達の内容を十分反映するような姿勢で、奈良県信用保証協会が臨んでいるのか確認いただき、町の姿勢を示していただくよう答弁を求めます。

最後に全国学力テストについて質問します。全国学力テストは、昨年、今年と2

回実施されました。この間、議会で何回か質問させていただきました。

全国学力テストの結果をどのように活用されたかという質問に対して、教育長は、「学校に対して、テストの結果を学習及び教育活動に生かすことと指示した」「学力の実態や学力と生活との相関関係等を多面的に把握、分析し、その結果を教育施策や教育指導に反映させたい」と答弁いただきました。

実際には何をどのように活用できたのか。大阪府を始め、いくつかの府県で学力テストの結果が大変重要視され、結果の公表がマスコミを賑わしました。学校教育の目的は確かな学力と豊かな人間性を培うことです。テストの結果だけがもてはやされることに大変違和感を覚えます。この時点になって、田原本町教育委員会が、このテストが田原本町の子どもたちにとって、何のために必要なかを明らかにした上で、来年の全国学力テストを実施されるのか、辞退するのか。答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

５番、吉田議員の一般質問に対して答弁を求めます。教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） ５番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

第４番目の「全国学力テスト」についての、来年も実施するのかのご質問にお答えしたいと思います。

昨年度の結果における活用につきましては、奈良県教育委員会が作成されました「奈良県学校改善支援プラン」が県下の小中学校に配布されております。本町におきましてもこの学校改善支援プランに基づきまして、各校で指導に活用しています。

なお本町といたしましては、「奈良県学校改善支援プラン」に基づきまして本町の実態把握に努め、その結果のまとめの概要を教育委員会に報告しました。校園長会におきましても同様に報告し、自校の結果と照らし合わせ、確認するとともに指

導に生かすことを示唆いたしました。特に、改善を要することに重視した指導の取り組みを申し伝えました。教育施策への反映につきましては、学習環境の整備、学習指導の改善等、さらに家庭教育や地域教育への活用等も図っていきたいと考えております。また、本年度におきましては9月中旬、県教育委員会から「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果概要について」、「調査の概要」、「結果にかかわって」、「今後の本県での取り組み」等を資料に基づいて説明がありました。このときの資料を抜粋して教育委員会に報告するとともに校長会へも提示し、各校に対しては自校の実態に合わせて確かめ、指導に生かしてほしいと示唆いたしました。

さらに、本年度も「教育の日」にあたる11月1日に「奈良県民教育フォーラム」が開催されました。本年度は県教育長から「正々堂々と生きる子どもの育成を目指して」と題して、本年度の全国学力・学習状況調査の奈良県の結果が「県教育長提言」としてありました。特に今回は「基本的な生活」、「規範意識」、「社会性」に関する内容が報告されました。このことにつきましても、教育委員会に資料に基づいて内容を報告し、校園長会におきましても各学校での取り組みの充実を呼びかけました。

最後に来年度の実施に対してであります、前回にもお答えいたしましたように、「確かな学力と豊かな人間性を培う」ことは学校教育の目指すところであります。本調査はそのねらいを達成するための学力や学習環境の状況を把握し、教育施策や指導改善につなげる貴重なデータであるとする国の実施に対して、来年度も参加いたしたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 5番、吉田議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

1番目の住民票について、1点目の各種届出や証明書を発行する際、本人確認をどのようにしているのか、また写真つき住民基本台帳カードの発行手数料を一時的に無料化する取り組みができないのかとのご質問についてお答えしてまいりたいと思います。

本年５月より、個人情報保護への関心の高まりを背景として戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、なりすまし等の犯罪を未然に防ぐために請求者の本人確認が厳密化になりました。まず第一に官公署発行の写真つき証明書、例えば運転免許証等を見せていただくこととなります。官公署発行の写真つき証明書が無い場合には、写真のない住民基本台帳カード、各種健康保健被保険者証、国民年金手帳、国民年金証書、厚生年金証書等と写真つきになりますが学生証、社員証、その他国または地方公共団体が発行した資格証明書、及び本人しか知り得ない情報の口頭による確認等との組み合わせによるものでございます。また回答書を持ってきていただく場合は、住民基本台帳カードをつくる場合とその暗証番号の変更及び印鑑登録・改印、及び住民カードの暗証番号登録・変更の場合等でございます。また、写真つき住民基本台帳カードの無料化につきましては、他市町村の動向を見ながら十分検討してまいりたいと考えております。

２点目の、部屋番号等を住民票に表示しない根拠は何か、部屋番号等を住所に記載できない制約があるのか、とのご質問についてお答えしてまいりたいと思います。

住民基本台帳法における住所とは生活の本拠を指し、都道府県、郡、町名、字の区域名称、地番を記載することとされております。なお団地、アパート等の居住者については地番までの記載のみでは住所が明らかではない場合に、アパート名、居室番号まで記載することとなっております。田原本町では従来から県営住宅が同一番地内に複数の棟があるため、住民票に表示しております。また、大きなアパート、マンション等が増加しておる現在でございますので、十分検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは住民票についての１番目の３点目の質問、「近隣市町村で、町が一方的に自治会への加入脱退を判断して自治会ごとに住民管理を行っているところがあるのか？そもそも、自治会ごとに管理する必要性があるのか？」についてお答えいたします。

自治会コードにつきましては、各種事務を効率的に行う上で便宜上自治会の区域

により設定したものです。近隣の市町村の状況につきましては、川西町・三宅町・広陵町が本町と類似した方法を取っておられるようです。行政事務を遂行する上で便宜上用いることについては、特に旧町内が旧町名で用いられていた区のほとんどが今の自治会となっていることから、定着しやすかったと推測しています。

ご指摘のとおり世帯数及び人口については、自治会別の方法を過去からとっています。大字コードもあることから、大字単位に世帯数及び人口を出すことは可能とされますので、以後十分検討してまいりたいと存じます。

しかしながら、この自治会コードを廃止した場合影響を受ける事務としては、選挙管理委員会の投票区、教育委員会の学区の関連が挙げられます。本町の自治会コードは、その名称から自治会への加入・脱退と関連づけて誤解を受ける可能性があります。実際は、行政事務を効率的に行うために区域を明確にしたもので必要性は否定できません。したがって、この事務を見直す考えは今のところ持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして吉田議員の2番目の1点目、現在住宅リフォーム助成制度についてどこまで検討されているのかにつきましては、まず平成17年度の国政調査では、田原本町の住宅ストックの約8割が「持ち家」で、1世帯人員3.1人でございます。住宅面積は平均126平方メートルであります。近年はこれまでの量的拡大を求めるような住宅開発の需要が減退し、高齢者向け住宅や耐震性能の確保など質的なニーズの高まりが見られます。住宅を良好な状態で保つには所有者の適切な維持・管理が必要であり、町行政にはそのための支援施策が求められており、昨年度より住宅の新築・リフォーム・耐震化・バリアフリー等をお考えの方にご利用していただく、住宅相談窓口を開設いたしております。また、県下で住宅リフォーム助成制度を実施されておりますのは1町だけでございます。住宅リフォーム制度につきましては、引き続き検討課題とさせていただきます。

続きまして2点目の、県の「住生活基本計画」に住宅リフォームがどのように位置づけられているのか、耐震改修工事助成制度はどこまで検討されておられるのか

につきましては、県の「住生活基本計画」に住宅リフォームは住宅の適切な維持管理、耐震改修・リフォーム等の推進と流通促進を重点施策の展開として、住宅の適切な維持管理を行い、生活の変化に合わせて耐震改修やバリアフリー化等の性能向上を図るリフォームを行うことが重要と位置づけられております。耐震改修工事助成制度につきましては、既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に要する経費の一部を補助する事業の実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の「緊急保証・セーフティネット5号」についてお答えいたします。まず「セーフティネット5号」についてでございますが、中小企業信用保険法に基づき、経済産業省の指定する全国的に業況の悪化している業種、売上高や利益率等が減少している中小企業者を支援するため、国の制度として一般の保証枠とは別枠で信用保証が受けられる保証制度でございます。この制度を利用し、市町村長が特定中小企業者の認定を行います。認定を受けることで、セーフティネットに関する融資を申し込むことができる制度でございます。この緊急保証制度は、本年10月31日から平成22年3月31日までの時限措置として指定業種が拡大され、さらに5号認定における要件には従来の要件であります「直近3カ月平均売上高が、前年同期3カ月に比べ3%以上減少していること」に加え、「原油価格高騰により原材料価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格の引き上げができないこと」と「直近3カ月の月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が、前年同期3カ月に比べて3%以上減少していること」が要件として追加で新設されたものでございます。

そこで1点目の「町から認定書を受け取った後、金融機関に申込みをするのが一般的ですが、直接保証協会に相談することができるのか」につきましては、直接保証協会の窓口等でご相談を受け付けているとのことでございます。2点目の「赤字決算でも融資を受けることができるのか」につきましては、赤字決算の場合の審査についても総合的に審査されるということで、赤字決算であることだけをとりえて判断されるのではないとのことでございます。3点目の「税金を滞納していても融資を受けることができるのか」につきましては、信用保証協会において、税金を滞納していても分割納付されていて、完納のめどがある場合は融資実行の可能性があ

るとのことでございます。4点目の「既存借入を条件変更している場合でも借入できるのか」につきましては、条件変更を行ったことのみをもって直ちに保証対象外となるわけではなく、保証協会において個々の実情に応じた判断がされるとのことでございます。5点目の「緊急保証で借り換えできるのか」につきましては、制度融資によって借り換え可能であるとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございます。それでは質問した順番に2度目の質問をさせていただきます。

住民票についてであります。今住民課の前にテーブルと机を置かれて、そして今まででしたら少し高いところで記帳しなければならなかったのが、非常に書きやすくなったということでは大変窓口でも努力されてるのかなと評価をいたしております。その住民票発行等に関する、言ってみればプロという仕事をされてるんだと思うんですね。そこでやはり本人確認におきまして、ただ単に免許証見せてくださいよ、ありませんね、だけじゃなくて、やっぱり一番が免許証じゃなくてやはり3番目の本人にしかわからない情報をそれなりにあっさりと聞いていただいて、この人が本人で間違いのないと確認できたら、それでいいことだと私は思うんですね。ですから、本人確認においては窓口に来られた方と窓口の受付の方が親しく話をする中で、この人は本人で間違いのないことを確認されて、何も免許証を出せと言う必要もないんじゃないかと思うわけですね。やはり来ていただいた方が気持ちよく帰っていただけてもらえる、田原本町の役場へ来やすいなということをやっていただきたいと思うんですね。その点では本人確認という点で、窓口に来られた方に気持ちよく帰ってもらえるような努力、工夫というのをやってもらえないかなと思うわけです。その点では今答弁いただいたのは、いろんな確認方法を組み合わせで行いますということでしたけども、基本はやはり来られた方との会話の中で確認をする。それでもできなかったら、免許証を見せてもらえませんかというのがいいんじゃないかと思うんですけども。そういうことをやっていただけるかどうか、また答弁をお願いしますね。

それと2つ目なんですけども、住民票をもらったんだけど住所に部屋番号が書

いてないという問題。これはやっぱり、どんな住民票を発行するかということになると思うんですね。役場としては、これだけやっといったらそれでいいという住民票を出すのか、それとも住民基本台帳法第1条に目的ってこんながあるんですね。

「住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」。要するに、住民の利便の増進が目的なんですね。役場から出してもらった住民票を持っていったら、こんなんです住所わかりませんって言われたんでは、何のための住民票なんかっていうことになるわけで。その点ではアパートに住んでおられる方にはちゃんと部屋番号まで入れる。しかも田原本が書類を送るときは、わざわざそれを入れて送ってるわけですよ。二重管理をされてるわけですよ。その点では、やはりアパートやマンションに住まれた方が郵便局等で「これでは確認になりませんよ」というような対応をされるような住民票では困るわけですね。それで免許証についても、住民票では番地までしかないわけですから、その後に部屋番号ありますかって聞かれて免許証に書いてもらおうと。その信用性と役場が届けを受け付けて記録する住所の信用性が、免許証に聞き書きで書いてもらったほうが証明できるっていうのはおかしい話でね。やはり住民票の住所というのはその人の住所を特定できるものでなければならないと思いますね。その点では、検討させてもらいますということに最後はなるかわかりませんが、素早く実施すべきだと思います。できるかどうかを答弁願います。

3つ目の住民票と絡みますけども、住所の管理を自治会別でやっていると、もうこれは変えるつもりはありませんという答弁をいただきました。これはちょっと私がインターネットで出してきた分ですね。田原本町自治会別世帯数及び人口というのがインターネットで出るわけですよ。ここには例えば本町、世帯数30、男36人、女40人、総人口76人と書いてあるわけです。これは本町という自治会に入ってる世帯数でもなければ、人口数でもないですよ。要するにここの数字というのは、自治会と違うものを書いてあるわけですね。うそがここに書いてあるわけですよ。これをもって自治会別世帯数と人口と書きながら、実際には自治会の世帯数でもなければ人口でもないというのは、先ほどの答弁でもありましたとおりですからね。これはおかしいですよ。やはり、こういうおかしいことを役場上、事務

上必要やからやってるという答弁をいただきましたけどね。役場で必要なら、それは必要としてそれなりの活用の仕方はあると思いますけどね。田原本町の人を自治会別に割り振りせなあかんということの必要性には、何ら関連性はないわけですよ。役場としてはこれは便利やからやってるという答弁でしたけどね。それやったらそれで、それは使ったらよろしいがな。だってそれはやっぱり公にできる数字でもないはずだと思うんですね。これが実態と合っていないのは確かです。それなら、答弁としたら、これが実態と合ってるかどうかという答弁をちょっと求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、次リフォームなんですけどね。なかなかいい返事をいただけなかったんですけども、ちょっと確認したいです。田原本町は田原本町耐震改修促進計画というのを今年の2月ですね、つくられましたよね。田原本町耐震改修促進計画というのは、その上に住生活基本計画というのがあるって、耐震計画と。奈良県はそういう考え方ですよ。ですから耐震改修促進計画をつくるに当たっては、その上に住生活基本計画というのがあるという前提です。その住生活でリフォームをどれだけ応援するかということが問われてるんだと思うんです。ここで答弁のほうでは、改修工事に対する助成について前向きに考えていきたいという話でした。ただこの金額も大阪市は90万円ですわ。そのほか60万円、30万円と、いろいろ段階があるわけですね。財政があるなしにかかわらず、やっぱり必要やと言ったらしてあるわけですよ。ただ私が感じてるところは、耐震に対する改修工事の助成、非常にハードルが高いんですよ。耐震診断でここはだめですよ、だめですよ、だめですよ、全部クリアしないと耐震の改修の工事の助成というのはもらえない制度になっています。その点では今耐震基準はないけれども、今住んでるところ、居住空間、ここだけは何とか耐震改修したいという人には、この耐震の改修に対する補助をつくっても利用できない状況になるんじゃないか。それも利用できるようにされるんかどうか分かりませんが、一般的にはそうなんですよ。ですから、耐震改修に特別に助成をつくるよりも、住宅リフォーム全般に応援をするというほうが基本的には効果的じゃないか。それも90万円や80万円、60万円という高額なものを出さなくてもいけるんじゃないかと。やっぱり田原本に住んでおられる方が地震になったときに居住空間を守られると、そこをどう応援するかということがやはり一

番大きなことではないかと思ひますし、実際奈良市と生駒市は耐震改修に対する補助をしてますけども、利用の実態は少ないというように聞けるんですね。この点では利用をしていただける制度をつくるべきだと思ひます。その点で住宅リフォーム助成制度、4年6カ月前から提案していただけるんですけども、これについてどこまで検討されたのか。まさか住生活基本計画というのがあるのを知らんかったとか言うんじゃないで、そのへんはどこまで検討を具体的にされたか。石橋部長は明石市の情報をとってきて、これはなかなか有効であると前部長は思つてはつたわけですので。現部長はどこまで検討されたのかというのを明らかにしていただきたいと思ひます。

それと、最後に教育委員会について質問させていただきます。全国学力テスト、来年もしますということなんです。何で全員が受けなあかんのかなというのが私はわからないんですよ。先ほども答弁にありましたように、県が全国学力テストを受けて出してきた奈良県学習改善支援プラン、これと田原本町教育委員会で分析したのとほぼ一緒やったという話ですよ。せやから県が示したプランをどのように実施するかと、やりなさいという話をされた。ということは、何も田原本町だけの情報じゃなくても、サンプル検査としてテストを受けた全国的な方向性さえ合つたら、全く中身は変わらないということですよ。田原本町の子どもたちが全員受験して、そしてその結果に応じてその子どもたちに教育的な配慮ができるかと言うたら、でけへんということですよ、今答弁いただいたのはね。そんなでけへんことやったら、田原本町でする必要は何であるのかなということを問うてるわけですよ。その点では、「確かな学力と豊かな人間性を培う」というためにこの全国学力テストが実際にどれだけ役に立ってるのかということ、どこまで検討されたのかということをおしえていただきたい。国のほうの文部科学省も、この学力テストにおいてわかる範囲は非常に限られた分野だということですよ。その点では、学力テストを受けることによって、先生たちは去年より悪くなつたらどうしようと思ひながらテストに臨むと。子どもたちも悪い結果やったらどうしようかと心配しながら受ける。そんな学力テストを毎年する必要がどこにあるのか、具体的に検討された中身を教えてください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君）　今お尋ねいただきました件にお答えしたいと思います。

全国学力調査、全国とそれから奈良県との実態等々明らかにされているわけですが。絶えず話させていただいてるのは、ただそれだけに終わるんじゃないしに、自分の学校のいわゆる子どもたちの実態を十分把握していただき、そしてそれと比較するだけで終わることなく、どこに本校としての今後改善していくべき点があるのか、それを十分把握する中で生かしていただきたいという思いで校長会等で伝えております。

それから内容等につきましても、確かに1つは学力調査、それからもう1点は学習状況調査という二面性で調査されてるわけですが。特に奈良県におきましては知事及び教育長等々の談話と申しますのか、そういうことも新聞記事等々にも出ておりましたが。1点は、学力そのものは本町におきましても先ほど議員さんからもお話いただきましたように、さほど県とは、あるいは国ともそんなに変わりはありません。生活についてもそんなに大きな差異は認めないわけですが、しかしやっぱり県の教育長が提言しましたように生活態度、もつと言うならば規範意識とか、あるいは社会性とか、そういうところにもやっぱり幾分か問題性が出てるんじゃないかなと、こう思っております。だからそれをいかに学校の中で生活指導と申しますのか、生徒指導と申しますのか、あるいは学級活動の中で十分生かしていただくような、そんなことも申し添えております。そういう意味では、やはりその推移もある意味で見たい、見ていきたいという思いも含めまして来年度も実施させていく、あるいは国のこの調査に参加していくと、そういう方向性で一応教育委員会ともお諮りいただきまして確認させていただいてるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田　明君）　お答えいたします。

1点目の、口頭による確認等で住民票を交付できないかということでございます。このことにつきましては今年5月に法改正で、戸籍法の改正によりまして個人情報保護をするための戸籍の公開制度の見直しということを重点におきまして、戸籍謄本のいろんな交付の請求の際不正を防止するための本人確認とされたことでご理

解いただきたいと思います。また来られた方につきましては、十分住民さんと事務と心を分かち合えるような、本当にコミュニケーションのとれたような対応をさせていただくつもりで頑張っております。

2点目の部屋番号を表示できないかという質問でございますけども。田原本町におきましては県営住宅について棟数がたくさんありますので、今現在も表示しているような状態でございます。今後部屋番号につきましてはできないかということでございますけども、いろいろな問題点もあります。それをクリアした上で、すぐはできませんけども、今後そういう形で棟番号もしくは号番号を入れていくように努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 自治会コードと大字コードということで、大字コードと自治会コードで算出の方法が異なりますと、今議員おっしゃってるように数字は変わってくるわけでございまして。先ほども答弁いたしましたように、必要であれば大字コードで所帯数、人口を算出できると、こういうことでございまして。先ほども言いましたように自治会コードではそういういろんな行政面の効率化を図るために自治会コードで行っていくと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 住宅リフォーム制度と耐震にかかるリフォーム制度と、両方種々いろいろ検討してきた中で、議員おっしゃるように住宅リフォーム制度の必要性も理解できるわけですねんけど、まず耐震というところに重きを置いて耐震改修の補助制度で出発させていただきたい。まだ予算の査定がこれからでございますので具体的な数字は申し上げられませんが、種々そういう対象経費の分でございますか、補助額につきましてこれから検討を加えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 最後に町長にお伺いします。「住宅リフォーム助成制度も今後必ず課題になってくると思います。そのときには前向きな方向性を考えていき

い」と、これは町長の前回の答弁です。その点では残念ながら田原本町は住生活基本計画というのをつくってませんので、それをつくる過程でこういうのが入ってくるのか、それともそれがなくてもやろうとしたらできるのか、その点で町長の中で住宅リフォーム助成制度はどのような位置づけにあるか、答弁だけお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 住宅リフォーム制度につきましても、耐震制度も住宅リフォームの中の1つであるというふうに考えておるところでございます。昨今言われております東南海地震に対応するためにも素早い対応をしていきたいという観点から、21年度におきまして、まず耐震の補助制度というのを確立をさせていただきたいというふうに考えてるところでございます。内容につきましては、今の段階ではちよっにご容赦をいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして5番、吉田議員の質問を打ち切ります。続きまして7番、松本美也子議員。

（7番 松本美也子君 登壇）

○7番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問させていただきます。

学校保健法等の一部を改正する法律が平成20年6月11日に成立し、同6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることになりました。法律の題名を「学校保健安全法」に改称、趣旨は「学校保健及び学校安全の充実に図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定するとともに、養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について定める等所要の措置を講ずる。」とあります。その中で、今回は「学校給食法の一部改正（食育・学校給食）についての取り組み及び中学校給食について」お尋ねをいたします。

学校保健法等の一部を改正する法律の公布についての通知（平成20年7月9日）によりますと、「学校給食関連として（1）学校における食育の推進と栄養教諭の配置促進について、改正法により、法律の目的に、学校における食育の推進が明確に位置付けられ、学校給食の目標についても食育推進の観点から見直しが行われるとともに、第10条においては、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的

な指導を行うこととされたところであり、学校給食を活用しつつ、教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図るとともに、学校における食育推進の核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいこと。（２）学校給食における地場産業の活用の推進（１０条第２項）、学校教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うにあたり、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意義を有するものであることから、学校給食実施校におかれては、学校給食における地場産物の積極的な活用にご配慮いただきたいこと。また米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯の正しい食習慣を身に付けさせたり、我が国の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること（第２条第６号）ができるなどの教育的意義を有するものであり、引き続きその普及、定着に努められたいこと。（３）学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準（第８条及び第９条）、１、第８条及び第９条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準については、現行の「学校給食実施基準」（昭和２９年文部省告示第９０号）及び「学校給食衛生管理の基準」（平成９年文部省体育局長通知）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応し得るものとなるよう、今後内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。２、学校給食の衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長または共同調理場の長より第３項の申し出を受けた当該学校または共同調理場の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。３、学校給食の衛生管理に関しては、食の安全を揺るがすさまざまな事案の発生が報告されている現状を踏まえ、より安全で安心な食事を児童生徒に提供するため、今後とも、学校給食の衛生管理の徹底に努めていただきたいこと。」（抜粋）とあります。

学校給食の法的根拠である学校給食法は、昭和２９年に制定され、当初より学校給食が持つ教育的意義が盛り込まれていますが、今日、食育の推進が重視されている中で食への感謝の気持ちや学校給食を通して地域文化への理解等、学校給食がもつ食育推進上の教育的意義をさらに明確に検討することが求められていると思います。本来家庭が中心となって担うべき食に関する問題も、社会環境が変わり、子ど

私たちの生活環境も変わる今日において、教育活動として学校給食がさまざまな配慮のもとに行わなければならないと痛感いたします。

そこでお尋ねいたします。本町では十分にご配慮、ご努力いただいていると存じますが、今回の「学校給食法の一部改正についての取り組み及び中学校給食について」の本町のお考えをお聞かせください。

続きまして「学校における（１）喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育について、（２）エイズ予防啓発のための教育について」お尋ねをいたします。

非常に残念なことに、最近有名大学の学生が大麻を自宅や寮で栽培したり、キャンパス内で売買し吸引したなどとして、未来ある若者が大麻取締法違反容疑で逮捕される事件が後を絶ちません。大麻が与える人体への影響について、国立精神・神経センター精神保健研究所の和田清薬物依存研究部長は「薬物の乱用を繰り返すと脳の神経に異常が生じ、薬物依存が起こる。そうすると乱用の頻度が増し、薬物がやめられない状態となり、最終的には幻覚や妄想を主とした中毒性精神病となる。その薬物の典型的なものが覚せい剤だが、大麻も同じ経過をたどる。大麻の急性症状は知覚がゆがんだり、パニック状態に陥ったりと人により違うが、乱用を繰り返すことで『大麻精神病』やすべてに意欲や関心が持てない『無動機症候群』を引き起こす。『大麻はたばこより害は無い』と言われているようだが、それは大きな間違いだ。そんな根拠はどこにもない。覚せい剤に比べれば依存の程度や精神病のなりやすさは低いが、人間の心と体をむしばむ薬物であることに変わりはない。大麻はあまりにも軽く見られ過ぎている。現代の医学は幻覚や妄想などの慢性中毒を治すことは可能だが、薬物依存は治療法がない。（略）依存から回復した人もいるが、彼らは『治った』のではなく、度重なる失敗や苦い経験をもとに、今なお『やめることを続けている』という状態だ。この現実をもっと知るべきだ。なお、大麻の使用を合法化している国はどこにもない。（略）今、日本は『第３次覚せい剤乱用期』にある。以前に比べて覚せい剤が簡単に手に入るようになったことが大きい。（略）薬物乱用問題の解決には、『ダメ。ゼッタイ。』（第１次予防）だけでなく、早期発見・早期治療（第２次予防）、社会参加・社会復帰（第３次予防）への取り組みが必要である。早急に手を打たねばならない。」と警告をしています。インターネットを通じ入手しやすい環境にあることが問題であり、乱用実態に即した法改正が

必要であることは言うまでもありませんが、「ネットよりも個人的なつながりを経由して入手する場合が多い」との声もあります。「一度だけ」との遊び感覚の軽い気持ちで手を出してしまえば、もうもとには戻れないという事実をしっかりと子どもたちの命に刻み込む教育がなければ、友人などから勧められたとしても、勇気を出して「NO」と言えなくなるのではないのでしょうか。子どもたちの周りにはたばこ、アルコールも身近に存在しています。いつでも手が届くところに存在しています。最も身近にいて注意すべき大人の私たちでさえ、成長期にある子どもたちに喫煙、飲酒がどれほどの健康被害をもたらすのかを正しく知っているのでしょうか。学校だけでなく、家庭や地域も連携して共に考えて取り組まなくては、子どもたちへの喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実は図れないと思います。未来ある子どもたちが決して踏み込んではいけない道に迷い込むことのないように、本町での「学校における（１）喫煙、飲酒、薬物防止教育について」の取り組みへのお考えをお聞かせください。

続きまして（２）エイズ予防啓発のための教育についてお尋ねをいたします。

１２月１日は「世界エイズデー」。エイズの世界的規模での蔓延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的に、１９８８年世界保健機関（WHO）の提唱で定められたもので、この日を中心に、エイズに関するさまざまな啓発活動が世界各国で繰り広げられています。

わが国でも予防啓発を呼びかけるライブや街頭キャンペーン、無料検査・啓発ポスターなどの配布など、各種イベントが行われています。エイズは世界的に見て依然として主要な死亡原因であり、サハラ以南のアフリカでは死亡原因の第１位であります。国連エイズ合同計画（UNAIDS）が今年７月に発表した２００８年度版エイズ報告によると、２００７年末時点における世界全体のエイズウイルスHIV感染者数は３，３００万人、２００７年の新規感染者数は２７０万人、エイズによる死亡者数は２００万人に上った。毎日７，４００人がHIVに新たに感染し、５，５００人がエイズで死亡していることになります。日本においては厚生労働省エイズ動向委員会の報告によると、今年第３四半期（６月３０日～９月２８日）の新規感染者数は２９４人と、四半期（３カ月）ベースで過去最多を更新し、感染者は計１万２４７人に、同期間に新たなエイズと判明した患者数も１１９人と過去２

番目に多く、感染者と患者の合計は1985年の統計開始以来、初めて1万5,000人（薬害患者を除く）を突破しました。世界エイズデーにおけるわが国の今年度のテーマは「Living Together～ちよつとの愛からはじまる事」。さまざまなセクシャリティ（性行動の対象の選択や、性に関する行動・傾向）の人々や、HIV陽性、陰性の人々が一緒に生きている現実をありのままに受け止め、エイズデーの目的を果たすためにできることを考えていこうとの趣旨からだ。

（「公明新聞主張」から抜粋）とありました。学校教育の中で子どもたちにエイズに関する正しい知識を学び、考える機会を持つことからエイズまん延の防止、差別・偏見の解消につながると思います。

そこでお尋ねをいたします。「（2）エイズ予防啓発のための教育について」の取り組みへのお考えをお聞かせください。

以上で私の壇上での質問を終わらせていただきます。場合により自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 7番、松本美也子議員の第1番目の、学校給食法の一部改正についての取り組み及び中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

今回の学校給食法の一部改正は、食育の観点から学校給食の目標を改定、新たな学校給食の実施基準及び衛生管理基準に基づき、適切な学校給食の実施及び衛生管理に努めるものであります。また、栄養教諭は児童・生徒の健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、学校給食と関連づけ、食に関する指導、全体的な計画の作成等の措置を講ずることとなっております。このことから、本町では以前より各学校における食に関する指導の全体計画を作成し、食に関する指導目標のもと生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通し自らの健康管理ができるよう、また、新しい食事や給食活動を通じ豊かな心を育成し、社会性の涵養に努めているところであります。また、栄養教諭による各クラスでの食に関する指導の充実に取

り組み、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めております。

また中学校におきましても、小学校と同様に食育の指導の全体計画を作成し、食に関する指導目標として自分の生活の仕方や将来の課題を見つけ、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自らの健康を保持推進等の指導を特別活動や関連教科等で行っております。また家庭等には学校日より、保健日より、学年日より等で啓発を行っておるところであります。

次に中学校の給食については、現在手作り弁当を持参しております。選択制給食の先進地の状況としては、奈良市においては平成18年10月より「食育」と「働く家庭の支援策」として中学校2校において実施、本年度より11校に拡大されましたが、弁当選択制の学校給食を実施したところ、利用率は初年度は10%を維持していましたが、19年度は8%、20年度は約5.9%と利用率6%を割り込む不振に直面しているとのことでございます。これは食材の高騰と営業不振から、当初弁当1食330円から平成20年10月より400円に値上げされ、利用の鈍化を招く状況であります。このことから、本町においては従前から申し上げてますように、家庭が忙しくても心身ともに成長期にある子供の弁当を、心を込めてつくる愛情弁当を大切にしていこうと考えてありますが、選択制弁当や完全給食についても他の市町村の状況等の調査をしてまいりたいと考えております。

次に、第2番目の学校におけるについての第1点目の喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育についてのご質問にお答えいたします。

学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての指導は、法律に抵触するとの観点からの指導が必要であるということと言うまでもありませんが、健康の保持・増進の観点から一人一人が喫煙・飲酒・薬物乱用と健康とのかかわりについて早い時期から認識でき、そのうえで喫煙・飲酒・薬物乱用に関する誤った情報等に惑わされることなく、自らの判断で自分の健康を適切に管理できるように指導していくことが極めて重要であると考えます。そこで中学校におきましては、3年生の3学期の保健学習で「薬物乱用と健康について」1時間、「喫煙・飲酒・薬物乱用のきっかけ」について1時間、「性感染症の予防とエイズについて」2時間、それぞれ学習しているところであります。また、学習教材用のビデオの活用も行っておりま

す。１・２年生につきましては「保健だより」の配付や、終礼等で指導を行っております。また、家庭でも「保健だより」の活用をお願いしているところであります。隔年ではありますが、全学年を対象とした「薬物乱用防止対策教室」を開催し、田原本警察署生活安全課長より指導いただいております。

次に、第２点目のエイズ予防、啓発のための教育についてのお尋ねでございますが、中学生につきましては先にお答え申し上げましたとおりでございます。小学校につきましては、６年生の教科書に基づきエイズ（ＨＩＶ感染症）、次に酒と害と健康（アルコールは体にどのような危険を与えるのか）、たばこの害と健康（たばこが体に与える影響）について２時間の学習をしております。これからも喫煙・飲酒・薬物乱用・エイズに関する指導を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君）　　７番、松本美也子議員。

○７番（松本美也子君）　ご答弁ありがとうございます。

今回の改正におきましては、給食の意義がさらに重要視されている内容になっていると思われまふ。私も今まで平成１４年の第１回、そして平成１６年において２回中学校給食について質問させていただいております。関連して食育推進基本法の制定も、そしてまた朝ご飯条例もともに質問をさせていただいております。今回ご答弁いただきました内容は、あまりにも、私、何度も熱い思いで中学校給食の必要性についても質問をさせていただいてまいりましたが、ちょっと何点かお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず小学校、中学校ともに「指導の全体計画を作成し、」というふうにご答弁いただきました。作成年月日、そしてこの「全体計画を作成し、」ということで後ろの文章にまとめていろいろ書いていただいておりますが、この作成後の活用、そして効果についてもう少し詳しくお述べをいただきたいと思ひます。この全体計画が来年２１年４月より実施されます。この改正において見直すところがないのかどうか、この件も３点にわたってご回答いただきたいと思ひます。

それとご存じのように、私の一般質問の文書の中でもありましたように、昭和２９年にこの法律が制定されております。もちろん学校の設置者が行うものであつて、法的に義務はないと言つても、もう５０年近くたつております。中学校給食におき

ましては、全国的に20年、30年間でほとんど整備されているのが現状でございます。ここにどうしても何度も質問しても「お弁当が大事」という答弁しかいただけなかったものですから、家庭でいろんな諸般の事情によりましてお弁当を持参できない子どもたちのために、それでは選択制の給食制度をという形で提案をさせていただきました。今ここに奈良市の例を引かれて答弁をいただいておりますが、働く家庭の支援策として、これは奈良市がそういうふうにしたと思うんですけども、私はもっと広範囲でこの中学校給食の必要性を訴えさせていただいたと思うんですけど。そして利用率が初年度10%、19年度8%、そして20年度は約5.9%と利用率6%を割り込む不振に直面しているというふうにご回答いただいております。これは民間の企業の話ではありません。この8%、10%、5.9%、6%は、奈良市の11校に換算しますと人数でどのくらいになるのか、ご答弁いただきたいと思っております。

それから冒頭にも申しましたように、学校給食よりもお弁当のほうが望ましいと、30年前からずっとこの答弁でお弁当を貫いてきておりますが、これだけ国も学校給食に対しての必要性、大事な部分を訴えているにもかかわらず、お弁当のほうが望ましいという、その貫いてこられた根拠についてご説明をいただきたいと思っております。

それと薬物の件ですけれども、今ご答弁いただきました。もちろん小学校、中学校でもそれなりにやっておりますが、今現在皆さんもご承知だと思うんですけど、かなり私たちが考えているよりも子どもたちのすぐそこまで魔の手が伸びている状況でございます。指導する教職員、関係の方がどれだけ今この世の中で薬物に対する恐ろしさ、緊迫した状況を認知した上で指導を行われているかっていうのも、もう一度考えていただきたいと思います。今の教育で本当に中学を卒業して高校、大学に行ったときにこの教育で本当に「NO」って勇気を出して言えるのかどうか、そこまでのやっぱり責任を持たなければならないと思います。絶対に手を出さなかったという青年の方が、あるところで語ってございましたが、学校でかかわってくださった先生が「この薬物に手を出すと廃人になり、ぼろぼろになってしまう」ということを繰り返して教えていただいたと。だからこそ手を出さなかったという話も伺っております。それを踏まえまして、今後も同じ状況でやっていくのかど

うか、今後の取り組みについてもう少しお尋ねしたいと思います。そして保護者や地域が連携しての講演会やフォーラム等の開催も提案をさせていただきたいと思っています。

エイズに関しましては、今日の奈良新聞にも1日4人が新たに感染していつてるという状況でございます。性教育とともにこのエイズの予防、啓発に関しても本当に充実した形で子どもたちを守る意味で取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） いろいろと再質問いただいて、抜けましたら、またお願いしたいと思います。

まず1点目は全体計画の作成で、年度的な質問だと思います。幼・小・中学校における食育の全体計画、これは毎年それぞれつくっていただいております。それとこれに対する効果でございますけれども、もうご存じだと思うんですけども栄養士が今現在各小学校のほうに授業に入ってる部分がございますので、その部分とも活用は願っておるというふうに考えております。中学校につきましては栄養士が今現在中学校給食しておりませんので、学校の先生方でこの全体計画に即した形でお願いをいたしておるということでございます。

それからもう1点は全体計画、法の改正によりましてこの全体計画を見直すのかどうかということでございます。これにつきましては法の改正がございますので必要に応じて見直ししていきたいと、そしてそれをやっていきたいということで考えております。

それから奈良市の人数ですけども、今ちょっと現時点で人数を持っておりませんので、後ほどお示しさせていただくということでご了承いただくようお願いいたします。

その次の愛情弁当の根拠でございますけれども、これは従来からいろいろ共働きの方もおられますけれども、やっぱり子育ての中では親がつくって、それを愛情を持った、いわゆる苦労の中でも親がつくっていただいて弁当持って、お昼その弁当を食べていただくという子どもにつながるんじゃないかと。当然働いておられる方は大変だと思うんですけども、その中では子どもさんがともに弁当をつくるというのも

一つの案ではないかなと思います。お父さん、お母さんがつくるのも大切だけでも、自分が少しでも手伝う。そういうふうな面から言って、愛情弁当ということは以前からおっしゃってるんじゃないかなというようには感じております。

それから喫煙、飲酒、薬物乱用防止についての今後の取り組みでございますけども。先ほどご指摘、ご質問ありましたように、今現在また厚生労働省から大麻・違法ドラッグだめセットとか、こういう教材を送ってきておりますので、今後これをさらに教材として中学校のほうで使って、これに取り組むようには現時点では申し上げております。それから確かにこれが平成16年度文部科学省ですけど、喫煙、飲酒、薬物乱用防止資料ですね、この中にも先ほど議員おっしゃったように家庭での取り組み等もお示しされておりますので、こういうものを再確認をしながら、校長会が月1回ございますので、私ども今ご指摘いただいた分も踏まえながら、こういう教材あるいは新たに使ってでもいいですけども、重要性を訴えながら今後取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いします

○議長（松本宗弘君） 7番、松本美也子議員。

○7番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。お弁当を貫いている根拠は、ちょっと理解できないところがありました。確かに私もお弁当の大切さっていうのは否定はいたしません、2回にわたって質問させていただいたのは、家庭の事情によってお弁当を持って来れない子どもたちのことも質問の中で言わせていただきました。本当におうちでお母様がいて、保護者の方がしっかりとお弁当をつくれるところはいいんですけども、いろんな事情があります。特にここ最近家庭も複雑化しております。ひとり親の家庭もふえております。私も朝学校に子どもたちが登校するのを見守りさせていただいてますので、コンビニやオークワでお弁当を買って学校に行く子も見受けられます。どんな思いでお弁当を持てなくて、コンビニでお弁当を買って持って行ってるかっていう思いを、いつも何か胸が締めつけられる思いです。そして前回の質問の中にもありましたが、お母さんもずっと健康であるとは限らないですし、高齢社会を迎えておうちの方の介護が入ったり、家族が入院したり、そしてまたいろんなお仕事の関係上、今こういう経済事情ですし、ますます厳しくなって共稼ぎもしていかなければならない事情も踏まえ、そして職業

によっては夜勤等もあります。その中で子どもたちがお昼安心して給食をいただけるという、これが心にどれだけの安心感、激励になるかっていうところは私は何度一般質問の中で言わせていただきました。そういう中にもかかわらず、今日の1回目の答弁をいただきました。非常に残念な思いでした。もう少し酌んでいただいで心ある答弁をしていただきたかったと思います。

そこで、さらに提案をさせていただきます。地産地消のことも今回の改正法で強く言われていますし、第1回目の答弁にもそういうふうにしていきますという部長からのご答弁もありましたので、そういう意味からも今小学校で自校での給食をやっていたいただいておりますが、小学校、中学校、あわせてセンター方式で給食センターの設置をお願いできればということで提案をさせていただきたいのと、そして中学校の給食についての検討委員会の設置をお願いしたいと思います。

この2点についてご答弁お願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） それでは2点、センター方式のご提案、それと中学校の検討委員会。まずもって中学校の検討委員会につきましては今後いろいろな人の意見も聞きながらしていきたいと思っておりますので、少し検討いただけたらありがたいと思います。それとセンター方式の部分でございますけども、先ほどからいろいろご指摘をいただいております。私どもにつきましても、文面ではこういう文面を書かせていただいたんですけど、私ども田原本町に取り入れるのが何がベターかということは内部をもっても検討はいたしております。したがっておっしゃったようにセンター方式、そうすれば当然コスト的なものもかかります。中学校で給食をできる部屋があるのかって言ったら、これもちょうと厳しい状態もございます。小学校5校で中学校を含んだ給食をしようと思ったら、キャパ的に難しい。先ほどおっしゃったようなセンター方式かなというようなことで、いろいろそういう部分も模索はさせていただきながら、他の民間のいわゆる委託も視野に入れては検討内部、今日はちょっとご答弁申しませんでしたけど、そういうのを考えさせていただいたところです。今後はご提案いただいたものを貴重なご意見、提案ということで受け止めながら、前向きに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして7番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第48号より議第60号までの13議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました議第48号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例より、議第60号、土地改良事業施行の知事協議についてまでの13議案について、去る8日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。質疑ありませんか。1番、古立議員。

○1番（古立憲昭君） 総括質疑の中で1点だけ、ちょっと質問させていただきます。

まず議第50号の田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例に関してお聞きいたします。この条例は私が理解してるのは、通常の妊娠、分娩で出産時の医療事故で脳性麻痺となった子に対して、医師が無過失でも3,000万円の補償金を支払う仕組みのための、一種の保険であるという具合に理解しておるのでございます。それで、ちょっとこれは非常に大変なことだと思います。もっと詳しく説明していただきたいと思います。特に、出産一時金が単に35万円から38万円にふえただけではなくて、そういった保険が絡んできているということで、そのへんのどのようにこの保険を掛けて、それから対象はどういう方なのか、そしてどういう具合になった場合にこの保険金額が支払われていくのか、そのへんのところをご説明よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） この健康保険法の一部改正でございますけども、この趣旨に対しましては平成21年1月1日より産科医療補償制度が創設されたことによりまして、被保険者等が出産した場合、負担する費用が増加する場合を見込まれたことから、出産育児一時金の支給を見直すことでございます。制度といたしましては、妊婦さんが安心して産科で医療を受けられる分娩機関に加入する制度でございます。この制度に加入している分娩機関でお産をすると、万一のときに補償となるものでございます。加入している分娩機関では、産科医療制度補償のシンボル

マークが病院内に表示されます。加入していない分娩機関で分娩された方には、この制度は対象外となります。したがって、出産一時金は３５万円はそのままでございます。しかしこの制度にのる機関につきましては、３万円上乗せする補償制度でございますので、その分を踏まえて個人の出産されるお母さんに３８万円を支給する制度でございます。

○議長（松本宗弘君） １番、古立議員。

○１番（古立憲昭君） 今の中で、分娩機関とおっしゃったんですけども、この機関というのはどういう機関になってくるわけですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 産科医院、産婦人科でございます。医者でございます。

○議長（松本宗弘君） １番、古立議員。

○１番（古立憲昭君） 申しわけないです。それで産科医院がこの保険に、機構に入っておられる産科医院と入っておられない場合があると思うんですけども、そういった場合はどうなるんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 参加しておられる病院につきましては３８万円を、そこで出産されたら個人に３８万円を支給いたします。しかし、入っておられない医療機関につきましては３５万円、そのままでございます。

○議長（松本宗弘君） １番、古立議員。

○１番（古立憲昭君） もう一回最初から、この保険はだれが掛けて、だれが支払いをしていく。で、妊婦の方は全額もらえるのかどうか、そのへんのところをちょっとお聞きできますか。それはいつの時点で保険を掛けられるのか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） この保険につきましては、産科医療補償制度、日本医療機能評価機構に属する病院でございます。ここに入っておられる方につきましては、２１年１月１日に出産された方につきまして３８万円を個人に支給するわけなんです。で、病院が補償といたしまして、その医療機関に３万円を上乗せして納める場合がございます。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） 妊婦さんのいつの時点で病院はその保険を掛けるんですか。一番最初に掛けられるのか、それとも何週たってから出産時に掛けられるのか、そのへんをちょっとお聞きしたいんですけど。それと、その保険期間と言うんですね、この保険が適用される期間、出産してから後も適用されてるのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 適用期間というのは、出産した時点で病院のほうから個人に認定書というのを渡されます。その認定書を、医療機関がしたものを用いる役場のほうに持ってきていただければ、38万円の支給を行います。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） そしたら、妊婦さんがこの保険に掛かってるといえるのはどういう時点でわかるんですか。一番最初に病院へ行ったときにそれが示されるのか。それともう1つは、この対象のお子さまが、胎児の方が2キログラム以上33週以上が対象となってくると聞いているんですけども、そのへんの判断はどうされていかれるのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 議員さんおっしゃるように、補償対象は確かに出産の体重が2,000グラム以上かつ33週以上、そして身体障害者1、2級相当の重症者というのがうたわれております。これは出産当時というのは、できた時点で2,000グラムというのはわかります。その時点でということで聞いておりますので、一たん回診されて、出産されてからというのを私は把握をしております。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） 出産されてから保険を掛けられるわけですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） いえ、保険はもうその当時から保険を掛けておられます。その病院へ行った時点で保険はもう入るわけでございます。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） じゃ、いつ病院は保険を掛けられるんですか、それをお聞き

したいんです。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 加入してる病院に出産しにいけば、もう自動的にその保険に入ることなんです。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） ちょっとお聞きしたいのが、次に飛び込み出産とかございませぬ。例えばそれもハイリスクの場合はどうするかという問題があると思うんですけど、それと同時に今かかっておられる、機構の中に入っておられる病院が対処できなくて機構に入っていない病院へ移されたと、緊急で。この場合はどうなるんですか。わからないで結構です、これは国のあれで。ただ、これ来年の1月1日からですので、そのへんもやっぱりきちっとしとかないたと思いますので。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） おっしゃるように飛び込みとかいうことにつきましては、ちょっと私どもまだ国の詳しいものは来ておりません。ただ出産一時金として3万円を支給して上限を加算することだけでございますので、もう少しちょっと時間をいただいて勉強させていただきたいなと思います。

○議長（松本宗弘君） 1 番、古立議員。

○1 番（古立憲昭君） 最後にちょっと1点だけお聞きしたいんですけども。3万円という金額なんですけども、どこでどうしてこの3万円が出てきたか僕はちょっと理解できないんですけども。ただ、発生率が1年間に500人程度なんです、不幸にして脳性麻痺にかかれた方が。この500人程度の方でこの3万円という保険料が妥当かどうかというのが、ちょっと私も判断はできないんですけども。これは大変重要な保険だと思うんです。これはやっぱり進めていかなきゃならないと思うんですけども、そのへんのところ3万円という金額に対してはどうお考えになっておられますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 3万円につきましては私ども今おっしゃったようにどれが正しいか、正しくないかわかりませんが、一応国が示しておりますようにそれに基づいて3万円ということを考えております。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） それでは、提案された議案について幾つか質問させていただきます。

まず議第49号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例について質問させていただきます。この条例は、提案では歳入を図るために値上げをすると。主には200円、住民票発行手数料200円等を300円にするというようなことだと説明をいただいています。そこで、例えば認可地縁団体に関して証明書を発行してあるわけですが、これは今後も無料で発行されるのかどうか、これについて答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 認可地縁団体に対します証明は無料かと、こういうことでございますけれども。この部分につきましては田原本町認可地縁団体印鑑条例という条例がございまして、それに基づきまして田原本町手数料条例の別表に定めます28号のその他証明手数料として有料で交付をするものでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ということは、これも値上げになるということですか。それで、今非常に景気が悪くて、全国的にもこの年末乗り越えられるかどうかかわからないという中小零細企業がたくさんおられる。また、仕事をなくしていかれる方もたくさんおられますし、就職内定を取り消された方もおられると聞いています。その点では非常に状況は厳しい中で、田原本町が50%値上げするという提案をされたその根拠、もう一度ただ単に田原本町の歳入を確保するがために値上げするということでは納得でけへん面もありますので、今回値上げされる根拠といたしますか、示していただけますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをいたします。

私どもこの見直しにつきましては、平成17年度から21年度におきまして、田原本町行政改革集中改革プランに基づきまして行政改革を現在も進めておるところでございますけれども。まずもって歳出の取り組みといたしまして定員管理及び職員の給与の適正化、事務事業の見直しを歳出面では取り組んでいるものでございま

して、あわせて今回歳入関係の取り組みといたしまして使用料、手数料の見直しを図ってまいりたいと、こういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 行政改革という言い方をおっしゃってますけどね、結果的に歳入を図るというのはすべて住民の皆さんから取り上げるということになりますよね。水道料金の値上げ、下水道使用料の値上げ、国民健康保険の値上げ、この各種手数料値上げ、すべて住民の皆さんから取ると。これは本当に行政改革なんかなと、住民負担じゃないかなと思うわけですね。例えば、田原本町が事業を起こしてそこから収入を得るというねんやったら、それは行政改革やろうと私は思うわけですけどね。住民の皆さんに負担を押しつけるということが本当に行政改革なんかと、今の時期にやるべきことなんかということですけども、そこをちょっと説明をお願いしますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 先ほども申しましたように、私どもこの17年度から21年度にかけましてそのプランを策定をいたしまして、その道しるべといたしまして歳入も取り組み、歳出も取り組み、そして特定の方々に対する役務の提供、サービスでございますけれども、そういう方々に応分の負担をしていただこうと、こういう趣旨でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 取りたい、取りたいという思いは伝わってきます。伝わってきますけれども、それが住民の皆さんは納得しはる説明になってるかと言うたら、それは全然納得できないというのが皆さんの思いではないかと思うわけです。これについてはあしたの常任委員会でも議論しますんで、その中でさらに話を伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。次のことの質問に移ります。

続きまして議第52号、山辺広域行政事務組合規約の変更について質問をします。今回は出資金総額相当額という名前に改めると、ともにただし書きとして地方自治法第96条第1項第10号の規定により、組合市町村の議会の議決を得た場合はこの限りではないということと、ただし書きとして奈良県と協議の上これを処分することができるという文言が入ったと思います。これはどういう目的で入ったのか。

山辺広域行政事務組合に出資している基金を取り崩すことができるというような意味合いで入ったのかと理解してるんですけども、具体的にはどういうためにこれが入ったのかと説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） もちろん今議員おっしゃるとおりの目的を持ってこの規約の改正をされるわけでございますけれども、ただこれにつきましては、ただその行為をされるための前提条件の1つであると、こういうことでご理解をいただきたいなど、このように思うわけでございます。96条の第1項第10号につきましては、協議をして構成市町村が権利の放棄をしなければ基金の取り崩しはできないと、こういう規定もございますので、ひとつよろしく願いをいたします

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら消防署ありますよね。山辺広域消防署の本庁といいですか、今天理にある、あれを建て替えるのにこれを取り崩されるかも知れんということかなと私は推測というか、考えてます。そんなことにも対応できるということですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら次の質問をさせていただきます。議第54号、平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。今回元金公債費の返済額が1,300万円もふえると補正予算でなってるんです。なぜふえるんだろうかなと言いましたら、借りがえをしたと、高い金利から安い金利に借りがえたと。それやったら、借りがえて金利が安くなったら支払いが減るんかなと思ったら、反対にふえたという報告が来てますんで、何でふえるんかなと。それから、これは今年だけと違って来年もまたふえるんかなと心配もありますんで、そのところを説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今回元金の償還額が増額になったということで、補正をお願いいたしておるわけでございます。19年度借りがえのために繰り上げ償

還を3月末で行ったわけですが、その時点では償還年数がちょっと未知数でございました。ということで、もとの償還年数で予算措置計上をしておりました。それを実際は公営企業金融公庫の対象分なんかは、例えば償還残年数がもともと11年であったものを借りがえによりまして5年の償還年数に年数を短縮しました。また財務省分につきましても比較的残年数の近いもの、例えば2年と2.5年、あるいは3年ものを2年に、あるいは4年、5年を4年に、6年、7年を6年に、少し短縮をさせていただきました。そのことで後年度の財政負担及び事務の簡素化を考慮して短縮を図ったわけでございます。その結果、利息は今吉田議員がおっしゃったように安くなるわけですが、元金につきましては償還年数を短縮したことによりまして、単年度の元金の償還額が増加すると、こういうことです。ただ償還年数は短くなるということでご理解いただきたいと思います。それから毎年ということでございますけども、ですから短くなって終わるまでの間は増加の要因になります。ただ、短くなった分早く償還が済むということでご理解いただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） この分は平成19年度、去年借りがえした分の影響でこれは出てると。今年もまた借りがえしますよと。去年が4億8,400万円で今年が3億7,500万円で来年は1億3,100万円借りがえしますよという予定になってますよね。その分さらにまた償還額がふえてくるということに、今の説明からそういうふうに推察はしますねんけども、そういうことなんですか。そうなら、ふえた分と金利が安くなって減った分と、そのへんの差し引きはどのぐらいの田原本町では支出が減ることになるんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今議員おっしゃいましたように平成19年度から3年間この制度を活用するようにしております。およそ利息で2億2,400万円の軽減が図れるものと思っております。利息でそういうことです。元金は年数が短くなるわけですから、利息で2億2,400万円ほど軽減になります。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） それでは次の質問に移ります。議第60号、土地改良事業施

行の知事協議について。これは多地区で農地の用排水路を三面打ちと言いますか、セメントで固めると、それと暗渠排水を行うという工事だと思うんです。それで、この暗渠排水について聞きたいんですけども、今各地でほかのところでもたくさん既に工事をされてると思うんですね。この暗渠排水をした実績と評価について教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 過去10年間にこの多地区以外に西代地区、それから八田地区、法貴寺地区、3カ所ございます。西代が平成10年ですね。法貴寺が平成11年、八田18年でございます。効果につきましては、排水がよくなるわけでございますから、今まで転作がしにくかった土地が転作がしやすくなった、あるいは農機具の使用が容易になった、あるいは維持管理が楽になった、ということで農業経営の効率化に効果を発揮していると考えております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） この工事をして、耐用年数というのはどのぐらいなんでしょうかね。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 耐用年数、壊れるまで。現在過去にやった分で、耐用年数が来てやりかえたというのはございません。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 壊れるまでですよ。壊れるまでですから、壊れるということは、長持ちするものもあつたら、すぐだめになるものもある。例えば、下に土管を入れるわけですよ。土管の素材、これを合成樹脂にするか素焼きの土管にするかでは、効果が違うと聞いてるんですけども、田原本町の場合はどういうものを入れるんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 田んぼの中に入れますのは丸い筒状の塩ビに穴があいたやつですね。そこへ最近でしたら砂利でそれを囲う、目詰まりしにくいようにします。それを田からすぐにそれを引き抜く水路が近くにあれば、そのまま水路へ行きますけども、なければその次にもう1つパイプを通してそのパイプに水を集め

て、そして水路まで持っていくと、集水して持っていくと、こういう工法です。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） あのね、要するに今の説明では合成樹脂管を放り込むということですね。ある業者によりますと、合成樹脂管は施工性がよく、扱いやすいそうですね、工事でね。いいですけども、阻水材との関係により耐久性が変化する。それに比べて素焼き土管は吸水性があり、目詰まりがないため長持ちするという評価をされてる業者があるんです。寿命は大体 15 年から 20 年ということになってるそうですわ。田原本で私ども伊与戸、大木あたりも既に過去にこういう工事をされてるんですね。それでどんだけ効果があったかというのは私はまだ聞いてませんのでわかりませんけども、田んぼの中からこういう筒状のものが出て、それを押し下げたら閉まって、上げたらあけて排水されるというもんやと思う。たくさんのプラスチックの筒が折れてるんですよ。折れてても役に立つんですか。その点はどこまで過去から使ってる人は、これで排水性がよくなって助かってると思っておられるのかなというのが疑問なんですよ。ですから、工事したらそのときはいいのはわかりますけども。その点で先ほど壊れるまでとおっしゃってましたが、壊れたようなやつがたくさん田原本町にあるんですよ。それはどうなんですか。実際には使っておられるんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） その状況にもよりますけども、壊れたとおっしゃってる壊れ方にもよると思うんです。今おっしゃってる筒のところが折れてるとおっしゃってますけども、引き抜く分は短くても引っ張れればそれは効果は出てると思いますし、完全に壊れて閉まったままであれば、おっしゃるように抜けないわけですから、それはもう全く効果がないことになる。それはちょっとその壊れ方の状況をチェックしないと、ちょっと今ははっきりとは言えませんが。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） 私が一番最初に聞きましたけども、この工事の実績と評価はどうされてますかということで、実際の現場でのチェックはしてないということですね。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

- 産業建設部長（森島庸光君）　そうですね。後々職員がその現場へ行ってチェックをするということは、現在行っておりません。
- 議長（松本宗弘君）　ほかに質疑ありますか。１６番、鶴藤議員。
- １６番（鶴藤幾長君）　ちょっと勉強不足で教えてほしいんですが、田原本町の道路占用料の改正なんです。これは単位はどういう単位になってますか。５０円から１００円になってるんですけどね。
- 議長（松本宗弘君）　産業建設部長。
- 産業建設部長（森島庸光君）　これは道路占用料を滞納された場合の滞納督促料でございます。
- 議長（松本宗弘君）　１６番、鶴藤議員。
- １６番（鶴藤幾長君）　公共工事の場合ですか。
- 議長（松本宗弘君）　産業建設部長。
- 産業建設部長（森島庸光君）　いいえ、例えば道路に電柱が立ってたら電柱の持ち主、あるいは関西電力から電柱の占用料をもらったりします。占用料は別の表でたくさんあるわけですよ、電柱は幾らとか、架線は幾らとか、あるいは橋は幾らとか。その滞納された方の督促でございます。
- 議長（松本宗弘君）　１６番、鶴藤議員。
- １６番（鶴藤幾長君）　例えば縦断占用というのがありますね。町道に縦断占用というのは、例えばＮＴＴの線とか、そういう場合はどうなるんでしょうか。
- 議長（松本宗弘君）　産業建設部長。
- 産業建設部長（森島庸光君）　それはそれでまた道路占用料という条例の中に細かく取り決めさせていただいております。
- 議長（松本宗弘君）　１６番、鶴藤議員。
- １６番（鶴藤幾長君）　料金はどうなるんですか。
- 議長（松本宗弘君）　産業建設部長。
- 産業建設部長（森島庸光君）　今の案件の中に含まれておりませんでしたんで、ちょっと今細かい数字が。
- 議長（松本宗弘君）　産業建設部長、確認できましたらこの議会開会中に委員長に伝えてください。

○産業建設部長（森島庸光君） 確認でき次第ご説明させていただきます。

○議長（松本宗弘君） それでよろしいですか。

○16番（鶴藤幾長君） はい。よろしくお願いします。もう一つ、今の縦断占用の件なんですけど、水道事業というのは単独でやっておる事業ですわね。町道は町の持ち物ですわね。町道の中に横断もあれば縦断ですごい距離が町道の中に水道管が入ってるわけですね。こういう場合はどういう解釈をしたらよろしいんでしょうか。この場合は料金をどう取ってるのかということ。まだ無料でいってるのか。

○議長（松本宗弘君） 水道部長。

○水道部長（渡邊和博君） 町道に入れさせていただいてます水道管におきましては、無償で入れさせていただいております。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては各所管の委員会におのの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって各所管の委員会におのの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思います。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読いたします。

議第48号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第49号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては各常任委員会。

議第50号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議第51号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては

厚生環境常任委員会。

議第５２号、山辺広域行政事務組合規約の変更につきましては総務文教常任委員会。

議第５３号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第３号）につきましては各常任委員会及び駅前整備事業特別委員会。

議第５４号、平成２０年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては産業建設常任委員会。

議第５５号、平成２０年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第３号）及び議第５６号、平成２０年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）及び議第５７号、平成２０年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては厚生環境常任委員会。

議第５８号、平成２０年度田原本町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては産業建設常任委員会。

議第５９号、財産の取得については、駅前整備事業特別委員会。

議第６０号、土地改良事業施行の知事協議については、産業建設常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後２時４５分 散会